

第19期東村山市社会教育委員会議（第17回）次第

日 時 平成24年12月18日(火)

午後7時から

場 所 いきいきプラザ教育委員会室

1. あいさつ

2. 報告事項

(1) 平成24年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会

3. 協議事項

(1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則改正について

(2) (仮称) 東村山市生涯学習計画への意見反映

- 地域の特色を学ぶ教育の推進
- 東村山市生涯学習計画（案）について

4. その他

(1) 第19回会議日程について

- 平成25年2月 日() 午後7時から 教育委員会室

第18回会議日程

日時：1月23日(水)午後7時から

教育委員会室

東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則改正案新旧対照表

新	旧												
<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 この会は、東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を会長の所属する市町村教育委員会内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、社会教育の振興を図り、その充実を期するため、<u>会員</u>相互の連携を密にし、あわせて<u>会員の</u>資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 この協議会は、<u>東京都市町村の社会教育委員及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に準じ、条例により当該市町村の社会教育を所掌する機関の委員を会員として組織する。</u></p> <p>2 <u>ブロック別会員研修の組織は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック</th> <th style="width: 85%;">所 属 市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一ブロック</td> <td>青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町</td> </tr> <tr> <td>第二ブロック</td> <td>立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市</td> </tr> <tr> <td>第三ブロック</td> <td>八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市</td> </tr> <tr> <td>第四ブロック</td> <td>小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市</td> </tr> <tr> <td>第五ブロック</td> <td>武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	所 属 市 町 村	第一ブロック	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町	第二ブロック	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市	第三ブロック	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	第四ブロック	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市	第五ブロック	武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市	<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 この会は、東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を会長の所属する市町村教育委員会内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、社会教育の振興を図り、その充実を期するため、<u>社会教育委員</u>相互の連携を密にし、あわせて<u>委員</u>資質の向上を図ることを目的とする。</p>
ブロック	所 属 市 町 村												
第一ブロック	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町												
第二ブロック	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市												
第三ブロック	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市												
第四ブロック	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市												
第五ブロック	武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市												

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員_____相互の連絡に関すること__
- (2) 会員_____の交流大会・研修に関すること__
- (3) 社会教育に関する調査研究に関すること__
- (4) 社会教育の振興に顕著なる功績のあった者の表彰に関する
こと__
- (5) その他、目的達成に必要なこと__

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 会長市 2名
他市町村 1名
- (4) 会計 1名

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会教育委員相互の連絡に関すること。__
- (2) 社会教育委員の交流大会・研修に関すること。__
- (3) 社会教育に関する調査研究に関すること。__
- (4) 社会教育の振興に顕著なる功績のあった者の表彰に関する
こと。__
- (5) その他、目的達成に必要なこと。__

(組織)

第4条 この協議会は、東京都市町村の社会教育委員をもって組織する。

2 ブロック別委員研修の組織は次のとおりとする。

ブロック	所 属 市 町 村
第一ブロック	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町
第二ブロック	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
第三ブロック	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
第四ブロック	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
第五ブロック	武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 会長市 2名
他市町村 1名
- (4) 会計 1名

<p>(5) 会計監査 2名 (6) ブロック幹事 5名</p> <p>2 理事は、各市町村において、会員中より1名まで選出する。ただし、会長市については2名とする。</p> <p>3 会長、副会長、会計、ブロック幹事は、理事のうちより理事会において選出し、総会で承認を求める。</p> <p>4 会計監査は、会員中より総会において選出する。</p> <p>(顧問等)</p> <p>第6条 協議会の顧問、相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役は理事会の推薦により会長が委嘱し、諮問事項に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 理事は、会務を審議し、その運営にあたる。</p> <p>4 会計は、協議会の会計に関する事務を処理する。</p> <p>5 会計監査は、協議会の会計に関する事務を監査する。</p> <p>6 ブロック幹事は、ブロック別委員研修の企画、運営にあたる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 協議会役員の任期は1年とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 協議会の会議は、総会、理事会、拡大役員会及び役員会とし、会長が召集する。</p> <p>2 総会は、<u>全会員</u>をもって構成し、予算、決算、事業計画、役員</p>	<p>(5) 会計監査 2名 (6) ブロック幹事 5名</p> <p>2 理事は、各市町村において、会員中より1名まで選出する。ただし、会長市については2名とする。</p> <p>3 会長、副会長、会計、ブロック幹事は、理事のうちより理事会において選出し、総会で承認を求める。</p> <p>4 会計監査は、会員中より総会において選出する。</p> <p>(顧問等)</p> <p>第6条 協議会の顧問、相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役は理事会の推薦により会長が委嘱し、諮問事項に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 <u>協議会の役員の職務は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 理事は、会務を審議し、その運営にあたる。</p> <p>(4) 会計は、協議会の会計に関する事務を処理する。</p> <p>(5) 会計監査は、協議会の会計に関する事務を監査する。</p> <p>(6) ブロック幹事は、ブロック別委員研修の企画、運営にあたる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 協議会役員の任期は1年とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 協議会の会議は、総会、理事会、拡大役員会及び役員会とし、会長が召集する。</p> <p>2 総会は、<u>全委員</u>をもって構成し、予算、決算、事業計画、役員</p>
--	--

承認、会則の改廃、その他必要な事項を議決する。

3 理事会は、理事をもって構成し、補正予算、総会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

4 拡大役員会は、会長、副会長、会計、ブロック幹事をもって構成し、理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

5 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

(会議の定足数)

第10条 協議会の総会、理事会、拡大役員会及び役員会は、それぞれの構成員の半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

ただし、総会にあたっては委任状による出席を、理事会及び拡大役員会にあつては代理者の出席を認めることができる。

2 会議の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 分担金の額は、25,000円とする。

(会計年度)

第12条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この会則に定めない事項については、細則をもって別に定める。

承認、会則の改廃、その他必要な事項を議決する。

3 理事会は、理事をもって構成し、補正予算、総会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

4 拡大役員会は、会長、副会長、会計、ブロック幹事をもって構成し、理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

5 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、理事会の付議する事項、その他必要な事項を審議する。

(会議の定足数)

第10条 協議会の総会、理事会、拡大役員会及び役員会は、それぞれの構成員の半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

ただし、総会にあたっては委任状による出席を、理事会及び拡大役員会にあつては代理者の出席を認めることができる。

2 会議の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 分担金の額は、25,000円とする。

(会計年度)

第12条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この会則に定めない事項については、細則をもって別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和62年4月5日から施行する。
- 2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則(昭和38年4月1日施行、昭和51年4月29日一部改正)は廃止する。
- 3 この会則施行の際、現に廃止前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の規定に基づいて行われた行為は、それぞれにこの会則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成元年4月22日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成4年4月17日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成5年4月17日から適用する。
- 2 第3条第2号、第4条第2項、第7条第6号の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年4月16日から適用する。
- 2 第3条第3号、第5条第2項の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和62年4月5日から施行する。
- 2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則(昭和38年4月1日施行、昭和51年4月29日一部改正)は廃止する。
- 3 この会則施行の際、現に廃止前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の規定に基づいて行われた行為は、それぞれにこの会則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成元年4月22日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成4年4月17日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成5年4月17日から適用する。
- 2 第3条第2号、第4条第2項、第7条第6号の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年4月16日から適用する。
- 2 第3条第3号、第5条第2項の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 8 年 4 月 2 0 日から適用する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定は、平成 7 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 2 年 4 月 1 5 日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 3 年 4 月 2 1 日から適用する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定は、平成 1 3 年 1 月 2 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 2 5 年 4 月 2 0 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この会則の適用前に、現に適用前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の規定に基づいて行われた行為は、それぞれにこの会則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 8 年 4 月 2 0 日から適用する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定は、平成 7 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 2 年 4 月 1 5 日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 3 年 4 月 2 1 日から適用する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定は、平成 1 3 年 1 月 2 1 日から適用する。

東村山市生涯学習計画（案）

平成24年11月22日

東村山市教育委員会

も く じ

第1章 生涯学習計画の概要

第1節 生涯学習の理念と経緯	4
第2節 東村山市における生涯学習の目的	5
第3節 生涯学習計画の位置付けと計画の期間	5

第2章 生涯学習をめぐる現状と課題

第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景	9
第2節 生涯学習に関する主な動向	9
第3節 東村山市における現状と課題	13

第3章 東村山市の生涯学習計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	22
第2節 基本目標と施策の体系化	23
第3節 施策体系図	24

第4章 生涯学習の方向性と施策の展開

第1節 基本目標1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標1 家庭・乳幼児への教育支援	24
目標2 自立に向けた学習基盤の育成	26
目標3 子ども・若者への教育支援	29

第2節 基本目標2 多様な生涯学習の展開と支援

目標1 健康づくりへの支援	31
目標2 とともに生きる社会を築く教育の支援	33
目標3 市民力を高める学習機会の推進	36
目標4 暮らしやすい生活を送るための教育	40
目標5 施設の充実と整備	44

第3節 基本目標3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標1 地域で活動する団体の育成と活用	46
目標2 地域で活躍できる人材の育成と活用	49

第4節 基本目標4 生涯学習の基盤整備

目標1 生涯学習推進のネットワークづくり	53
目標2 「知の循環型社会」の構築	55

みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち

第1章 生涯学習計画の概要

第1節 「生涯学習」の経過

我が国において、生涯学習の考え方が提唱されたのは、昭和56年6月11日に出された、中央教育審議会の答申「生涯教育について」です。その後、臨時教育審議会（昭和59年～62年）において、生涯教育の言葉が生涯学習に替わり、学習者の立場を尊重する社会の実現を提唱しました。

一般的に、生涯学習といわれる考え方は、昭和40年にユネスコのポール・ラングランが初めて提唱したもので、日本には「生涯教育」として紹介されました。これを受けて、中央教育審議会が、「生涯教育について」の答申を出し、我が国における「生涯教育」の指針を示しました。この中では、「各人が自発的意思にも基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と述べられ、我が国における生涯学習概念のスタートとなりました。

その後、昭和59年から62年にかけての臨時教育審議会では、生涯教育の言葉に替わり生涯学習の言葉を用いて、学習者の立場を尊重する「生涯学習社会」の実現を提唱しました。昭和から平成に年号が代わった直後の平成2年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき国に生涯学習審議会が設置され、平成4年には、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」と題する答申を最初に出しました。この中で、「生涯学習社会」の実現を目指すべきと提言しており、この考え方はそれ以降の生涯学習審議会にも引き継がれ、文教行政の政策目標の1つとなりました。

平成18年には、昭和22年に制定された「教育基本法」が改正されました。その中で、生涯学習についての条項が第3条として新規に追加されました。その条文は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。この条文は、生涯学習に関する条件整備を社会的に進めていく法的根拠となりました。これまでの教育基本法で掲げられてきた、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理想は大切にしつつ、生涯学習の理念が規定されたのです。

人が、生涯学習に取り組むことで、人と人とのつながりや絆が生まれてきます。生涯学習は豊かな生活を営み続けていく上で間違いなく必要なものです。社会が変化してくれば、その変化に対応し、常に学んでいく必要があります。生涯学習を単なる趣味的なものと考えるよりも、一度しかない人生を輝きながら楽しく過ごすためのひとつの手段として捉え

てもらわなければならない。

第2節 東村山市の生涯学習の目的

これまでも、東村山市では市民の自主的・自発的な取り組みで、「生涯学習」が進められてきました。市民が生涯を通して学習をしたいという要望がありました。また、歴史的に貴重な国宝建造物である正福寺地蔵堂や縄文時代の遺跡として出土した下宅部遺跡のほかに、交通の拠点・結節点として、また、八国山緑地や武蔵野の自然が多く残っているという特性を持っています。東村山市の歴史に関わる学習や、自然を慈しみ保護して後世に伝える活動も、広い意味で「生涯学習」といえます。

東村山市が今まで培ってきたことを大切に、多くの市民の学習活動を支援していくため、また、知識や経験が地域社会に還元され、生涯学習の成果が活かされるために、「生涯学習計画」を策定し、市民の学習活動が発展していく計画とします。

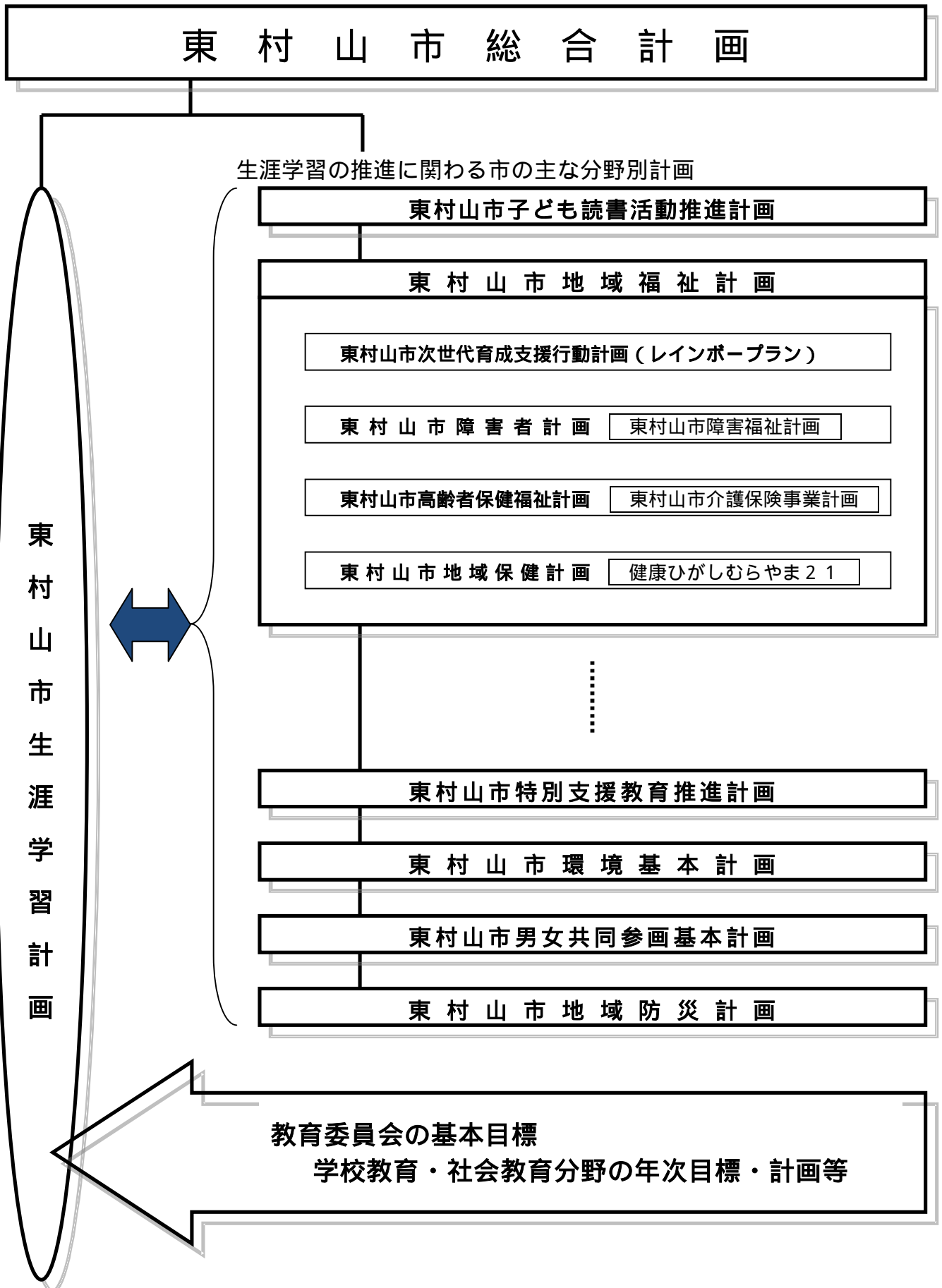
第3節 計画の位置付けと計画期間

1. 国・東京都の法令・計画との位置付け

本計画は、教育基本法・社会教育法などの法令の趣旨を踏まえて策定しました。また、文部科学省・生涯学習協議会の答申や東京都が行った施策や提言に配慮して策定しました。

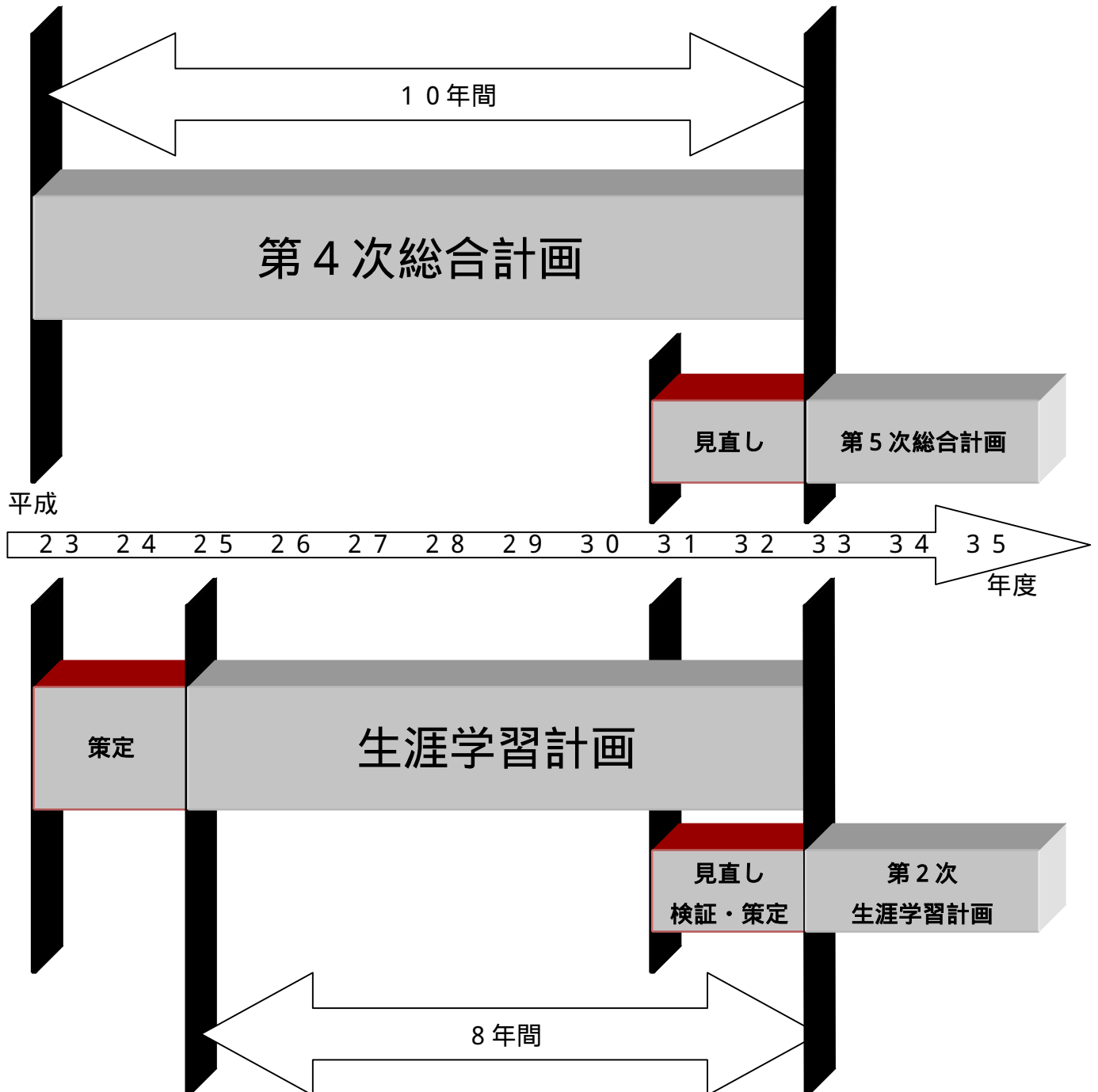
2. 第4次総合計画・各種計画との位置付け

本計画は、東村山市第4次総合計画に掲げられた分野別計画です。第4次総合計画が最上位計画として位置付けられておりますので、その趣旨や理念のもとに、他の各種計画との整合を図ります。東村山市教育委員会の基本目標や学校教育・社会教育分野の年次目標や計画、そして、市長部局等でも行われている生涯学習関連事業をできるだけ網羅して体系化し、「生涯学習社会」の実現を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度として、平成32年度を最終年度とする8年間とします。



次期の生涯学習計画を策定する上で重要な、東村山市の最上位計画である東村山市第5次総合計画の策定方針や過程・考え方を尊重し、新たに生涯学習計画を策定するためです。そのため、平成31年度より、見直しのための作業を開始したいと考えています。

第2章 生涯学習をめぐる現状と課題

第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景

平成元年4月に、当時の文部大臣は、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」を中央教育審議会に諮問しました。諮問の理由は、社会の変化に適切に対応した教育を実現するため、中長期的展望に立って制度上の諸問題について不断に検討していくことが必要であるとしています。その中で、「生涯学習については、人々の学習需要の高度化・多様化に応じて体系的な振興方策を樹立することが求められている。」と述べています。

この答申では、「生涯学習の基盤整備の必要性」と「生涯学習の基盤整備のための施策」について触れられています。前者については、それまでの社会的な流れであった、学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重の弊害が生じており、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、その成果を正当に評価する社会を築くことが重要であると述べています。後者については、生涯学習の基盤整備のための施策として、国・都道府県・市町村における生涯学習の推進体制、地域の生涯学習の中心機関、生涯学習重点地域、民間教育機関事業の支援の在り方について述べています。

平成の世となり四半世紀余りが経過した今でも、人々の学習需要は、ますます高度化・多様化しています。また、「社会の要請」と「個人の要望」に基づく、新たな学習ニーズへの対応も必要となっています。特に、21世紀は、著しく急速な科学技術の高度化や情報化等により、新しい知識が、社会のあらゆる領域で基盤となり重要度を増しています。新しい言葉や概念など、かつての常識では想像もできなかったようなことも巷には氾濫しています。

現在の日本が抱える問題は、少子高齢化や若者の非正規労働・ニートなどに代表される社会問題など、国の根幹を脅かしかねない重大な事柄が数多く存在します。これらの問題に対して、国はもとより都道府県や市町村が、生涯学習をキーワードに地域の教育力の向上を図る施策を展開しながら、解決の糸口を導き出していき、持続可能な社会の構築を図っていく必要があります。

第2節 生涯学習に関する主な動向

1. 国の動向

(1) 教育基本法の改正(平成18年法律第120号)

平成18年に、教育基本法が全面改正されました。改正の大きな要因は、戦後60年以上が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化したことが挙げられます。

教育基本法の改正を紹介したパンフレットでは、社会の変化を以下のように解説しています。

社会

科学技術の進歩 情報化 国際化 少子高齢化 核家族化
価値観の多様化 社会全体の規範意識の低下 など

家庭

教育力の低下 育児に不安や悩みを持つ親の増加 など

学校

いじめ・校内暴力などの問題行動 質の高い教員の確保 など

地域社会

教育力の低下 近隣住民間の連帯感の希薄化
地域の安全、安心の確保の必要性 など

子ども

基本的生活習慣の乱れ 学ぶ意欲の低下や学力低下傾向
体力の低下 社会性の低下、規範意識の欠如 など

このような社会的な変化を踏まえ、教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示しました。

新しい時代の教育とは

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成。
- 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成。
- 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成。

この3点の育成に重点をおくこととされました。

そのような中で、生涯学習の理念が、改正された教育基本法の第3条に規定されました。これは、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って生涯学習の重要性が高まっていることの表れと言えます。

(2) 社会教育関連法令の改正(平成23年法律第122号)

平成18年の教育基本法の改正を受け、社会教育法・図書館法・博物館法が改正されました。特に、社会教育法に示されていることは、国及び地方公共団体に、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、適切に対応するために必要な学習の機会の提供及び奨励を行うこと、また、学校・家庭・地域住民やその他(大学・NPO・企業など)の連携

協力の促進を図って、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めることが責務であるとされました。

(3) 中央教育審議会の答申

平成17年6月13日、文部科学大臣は中央教育審議会に、「1. 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」、「2. 青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」の2項目を諮問しました。諮問理由では、これら2つを新しい時代にふさわしい教育の実現にとって不可欠であり、国民の学習に対するニーズを把握し、支援方策を充実するなど、生涯を通じた学習活動を促進するとともに、子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備することが喫緊の課題であると指摘しています。特に「学習活動を促進するための方策」と「地域づくり、家庭や地域社会での子どもの育ちの環境の改善のための方策」について、現在課題となっていることを踏まえ、答申いただくよう説明されています。

この諮問を受け、中央教育審議会は平成20年2月19日に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ~ 知の循環型社会の構築を目指して ~ 」(答申)をしました。答申までの間に、前述したとおり「教育基本法」の改正が行われ、生涯学習の理念(第3条)が新しく規定されたことをはじめ、家庭教育(第10条)、社会教育(第12条)、学校、家庭及び地域住民等の連携協力(第13条)など、学校教育にとどまらず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。

この答申では、生涯学習振興行政・社会教育行政が目指すべき方向性と具体的な方策について提言し、それらを推進するに当たって留意すべき点について述べています。また、現状と課題を整理した上で、特に制度的な面を中心とした行政の在り方についてまとめられています。

この答申の中で、特に注目すべき点は、世界的に持続可能な社会の構築にあるとしており、そのためには、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献することにあるとしています。それを知の循環型社会と言い、生涯学習で得た成果を地域に活かしていく仕組みづくりが必要であると述べています。

(4) 教育振興基本計画の策定

平成18年に改正された教育基本法には、教育振興基本計画(第17条第2項)の規定が新たに設けられました。地方公共団体は、国が定める「教育振興基本計画」を参考にして、地域の実情に応じて基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

平成20年7月には、「教育振興基本計画」が教育基本法に基づき、政府として初めて策定されました。この計画では、今後10年間の目指すべき教育の姿と、5年間に取

り組むべき施策が示されました。

今後5年間に取り組むべき施策の基本的な考え方の中で、特に重視する考え方として、教育に対する社会全体の連携の強化（「横」の連携）、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現（「縦」の接続）、国・地方それぞれの役割の明確化となっています。特に、教育基本法に示された、生涯学習の重要性が求められたものとなっています。

2. 東京都の動向

(1) 地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進

～担い手としての中高年世代への期待～ 答申（東京都生涯学習審議会）

平成13年2月、東京都教育委員会は、生涯学習審議会に対して「これからの都市社会における中高年世代の社会参画」について諮問をしました。

生涯学習審議会では、具体的審議事項として、中高年層の「社会貢献」と「生きがい」を実現するための社会参画のあり方、「地域の教育力」復権のしくみづくりなどについて検討を始めました。

これまでの生涯学習振興行政は、生涯を通じたライフステージ別の課題への対応を中心とした個人の文化・教養的学習ニーズを充足させる学習機会の提供に重点が置かれてきたものを改めることが必要であるとしています。これからは、地域に課題が山積しており、また、地域の連帯意識の希薄化や教育力の低下が指摘されており、生涯学習行政が力を入れるべき点は、学習スタイルを参加から参画へと変化させ、学習の成果を生かして積極的に地域コミュニティ活動に住民自らが関わっていく取り組みを支援することにあるとしています。

この中で、中高年自らが、これまでの職場に変わって新たな活動基盤となる地域を中心に、関心や興味にもとづく新たな人とのつながりを求めようとしていると分析しています。まさに、中高年世代の地域デビューを意図したものとなっています。その地域デビューを支援する方策として、生涯学習の理念が果たすべき役割は大きく、そうした人たちが参画する場の構築を図るべきであるとしています。これを「新しい公共」と呼び、市民、NPO・地域活動団体、企業、行政が協働することが望まれるとしています。特に、行政に対しては、「活動場所、学習機会、各種の情報、人材育成などに関する条件整備や、個人やNPO・地域活動団体等の活動を側面から支援する役割が期待される。また、NPO・地域活動団体等との協働や育成・支援のための行政間の連絡調整機能の強化が望まれる。」とされており、地域が抱える問題を理解し解決策を探求する必要があり、その過程で互いの資源や知識を共有する場が必要であるとしています。

(2) 東京都教育ビジョンの策定

東京都は、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定しました。これは、戦後教育の反省に立ち、今日の教育をめぐる課題を改めてとらえ直し、創造的発展を支える

人間の育成の視点に立って、教育のあり方を明らかにしたものです。「東京都教育ビジョン」では、21世紀を「多様な生き方を包容する社会の中で、一人一人が、自らの資質・能力を生かし、目標の実現を目指して努力していく生涯学習社会」と述べています。

この「東京都教育ビジョン」では、東京が目指す方向をライフステージで捉え、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のそれぞれの世代での課題と取り組みを示しました。また、家庭・学校・地域・社会が力を合わせて、次代を担う人材を育てるため、東京都が、その力を発揮できるよう支援役として役割を果たしていくことが示されました。

(3) 東京都教育ビジョン(第2次)の策定

平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定し、教育改革を推進してきた東京都ですが、平成20年4月に「東京都教育ビジョン」の成果やその他の考え方を踏まえ、「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定しました。東京都はこのビジョンを教育振興基本計画と位置付け、更なる教育振興を図ることとしました。

この「東京都教育ビジョン(第2次)」では、目指す教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」とことと「生きる力をはぐくむ教育を推進する」とことをあげ、重点施策の実現に向けた具体的な推進計画が示されています。この2つの柱を実現するためには、「家庭・学校・地域・社会との連携の強化」、「外部人材の積極的な活用」、「時代を切り拓く力の育成」、「『確かな学力』の育成」を実現していく必要があり、重点的な取り組みを進めていくとされました。特に重点的に取り組むべき事項として、家庭や地域の教育力向上を支援する。教育の質の向上・教育環境の整備を推進する。子供・若者の未来を応援する。の3つを掲げ、それぞれに具体的な施策を挙げています。

「生きる力」...変化の激しい社会を担う子どもたちに必要とされる力で、具体的には基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など。

第3節 東村山市における現状と課題

1. 東村山市の社会教育行政の歴史

東村山市において、生涯学習社会を実現するために社会教育行政の変遷と果たしてきた役割を整理しておきます。以下は、東村山市社会教育委員（第16期）の提言「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」やその他の資料から抜粋し、東村山市の社会教育行政の変遷をまとめたものです。

● 図書館の変遷

東村山市立図書館は、市民の図書館建設要望を受け、さらに市民が参加した「図書館専門委員制度」により市民の意見を反映して、昭和49年にスタートしました。

当市では、昭和40年代中ごろから「文庫」活動が盛んに行われるようになっていきました。文庫とは、子どもと本の出会う機会を大切にしようとする地域の人たちが、自宅や集会所等を使って子どもの本を自主的に収集して、貸出や読み聞かせなどを行う地域の図書館活動です。昭和42年に開館した「くめがわ電車図書館」は美住町で現在も多くの子もたちに利用されている文庫です。これらの文庫やPTA関係者等による図書館設置を願う市民運動がきっかけとなり、市立図書館の建設が決まりました。さらに、文庫関係者等の市民参加による「図書館専門委員制度」を設置して図書館の基本計画が検討され、昭和49年に中央図書館が開館しました。

その後、昭和54年には障害者サービスの拠点として富士見図書館が開館し、昭和56年には17万冊規模の共同閉架書庫を備えた萩山図書館、昭和63年には庭で本を読む図書園のある秋津図書館、平成4年にはティーンズコーナーを充実させた廻田図書館を開館し、図書館の5館構想が完成しました。

運営にあたっては、平成6年の電算システムの導入をはじめとして、開館時間の夜間延長、祝日開館、都立図書館や他自治体図書館との相互貸借ネットワークの進展、インターネットによる蔵書検索や予約の開始など、資料や情報をよりの確に迅速に提供するための環境を整えてきました。開館当初と平成23年度の比較では、蔵書冊数は3万2千冊から75万冊へ、貸出冊数は35万冊から116万冊へと増加し、多くの市民の皆様に利用されています。

子どもの読書については、開館当初から東村山市文庫・サークル連絡会をはじめとして、子どもたちの豊かな成長を願って読書活動を行う市民との協働を進めています。平成17年には子ども読書活動推進計画を、平成22年には第2次計画を策定し、学校や関係機関との連携を図り、読み聞かせや学校図書館支援など多くのボランティアとの協働により、子どもと本をつなぐ活動を実施しています。さらに、東村山朗読研究会など多くの関連団体のご協力も得て、市民により創られた図書館として、市民生活に役立つ図書館活動を継続しています。

● 公民館の変遷

東村山市に公民館がオープンしたのは、昭和55年6月のことです。それまでも、公民館活動自体は行われていました。社会教育課が中心となり、昭和28年頃から「青年学級」を行っています。それ以後も、「修農成人学級」や「青年教養講座」など、多岐に渡った内容を提供していました。これらの活動は、化成小学校や現在の市民センターが建っている場所に「青年教室」という建物があり、そこを中心にしていました。公民館活動が活発になるにつれ、多くの市民の要望は、そういう活動をさらに活発にするための建物としての公民館がほしいと「公民館をつくる会」が組織されました。それより少し前には、昭和43年から市議会の中に、庁舎等特別委員会が組織され、現在の市役所本庁舎の建設についての議論がされています。さらに昭和49年には、総合計画審議会が、東村山市の将来に向けて社会教育を含めた施設の整備をどのようにしていくか検討しています。また、社会教育委員の会議では、公民館設置の建議を教育委員会に提出しています。この中で、公民館を「地域のための、あるいは成人のための社会教育学校」として、早期の公民館設置を求めています。これらが相乗効果をもたらし、現在の公民館が完成したのです。

公民館を語る上で、忘れてはならないこととして、市民のパワーにより「公民館」というハードが完成したことと、「企画員」というソフトを担う市民の存在が挙げられます。

これは、多様化した市民のニーズを公民館の学級・講座に反映させるため、公民館職員の知識や経験に加えて、広範な見識・広い視野をもった「企画員制度」を実施したことです。「企画員」は、市民ボランティアと公民館職員が共に考え、話し合い、検討しながら豊かな学級・講座を作り上げていく、すべての市民に開かれた市民参加の制度です。全国に例を見ない東村山市独自の方法として、特筆に値します。（「公民館10年のあゆみ」より）

こうして、公民館は、ハード・ソフト両面において、市民の熱意によって支えられてきた経過があります。

● 社会体育の変遷

東村山市の社会体育の歴史は、明治27・28年にさかのぼり、当時、男性を中心とした有志が結成した「青年団」活動がその源流ともいえるものです。その後、大正・昭和と時代を経る中で、女子青年団も結成され、その活動が評価され文部大臣表彰を受賞されたとの記録があります。その後、新たに「東村山町青年団」が結成され、駅伝大会や・体育競技大会・文化祭などの活動を行っていました。青年団は、社会部・文化部の活動の他、奉仕活動も活発に行っていましたが、都市化に伴い青年団のまとまりが難しくなってきたため、若者が活動する場として、昭和41年にキャンプを企画し、青年団のメンバーにも呼びかけ活動がはじまり、その活動をとおして昭和43

年に都内で初めて野外活動連盟が発足しました。野外活動連盟は、歩け歩け運動・市民キャンプ・ハイキングなどの企画・運営を担い、市民体力づくりを支えてきました。

昭和39年市制施行と共に、東村山市体育協会が発足し、同時に市民大運動会が始まりました。東村山市は、昭和47年総理府より「体力づくりモデル市」の指定を受け、体力づくりを推進するため、昭和47年から昭和49年の3か年計画で東村山市内13町を体力づくりモデル町として、順次指定を行ってきました。昭和49年には、13町各町に「体力づくり推進委員会」が組織され、現在の市民総ぐるみの体力づくり運動に至っています。

昭和49年10月10日の市民大運動会の開会において、北海道苫小牧市・伊達市体力づくり都市宣言に次いで、全国で3番目の「スポーツ都市宣言」を行いました。

市制施行以来、社会教育および社会体育行政を担っていた社会教育課も、時代の要請に応え、組織の細分化と事業内容の分散化を進め、効率的な運営を図ってきました。昭和48年には、社会体育行政を担うべく、体育課が新設され、市民のための生涯スポーツ振興を一層進めていくこととなりました。この間、本格的な屋外プールも併設するスポーツ公園として、現在の東村山市運動公園が5年の歳月をかけて完成しました。昭和51年には、新潟県柏崎市体育団と東村山市体育協会が全国で初めてという「スポーツ姉妹都市」を締結しました。このスポーツ姉妹都市締結は、平成8年の柏崎市と東村山市の自治体の姉妹都市締結に繋がり、体育協会の果たしてきた役割は大きいものがありました。昭和57年には、念願であった屋内スポーツの拠点となる東村山市民スポーツセンターがオープンし、市民のための生涯スポーツ拠点としての役割を現在でも担っています。また、市民スポーツセンターに併設される形で屋内プールが平成9年にオープンしました。

平成16年4月に体育協会が法人化し「社団法人東村山市体育協会」となり、積極的に市民スポーツ振興施策に取り組んできました。平成24年4月には、公益社団法人へと移行し「公益社団法人東村山市体育協会」となり、公益事業に積極的に取り組み、市民のための市民スポーツの充実発展に努めています。

また、市民スポーツセンターは多様化する市民ニーズに応えるため、より効果的・効率的な管理運営を目指し、平成24年4月から市民スポーツセンターについて指定管理者制度を導入し、更なる市民サービスの向上に努めています。

東村山市の社会体育は、こうして、戦前からソフト面での活動が行われ、市制施行以降、活動拠点としての施設の整備に努めてきました。東村山市の生涯スポーツ行政が、ここまでの発展を遂げてこられたのは、先人のたゆまぬ努力に加え、市民と行政が一体となって生涯スポーツを振興してきたことが特徴として挙げられます。特に、傘下団体の活動を中心とした体育協会並びに地域住民の健康体力づくりを推進してきた各町の体力づくり推進委員会等の関係団体が地域と一体となって生涯スポーツの振興を行って来たことは、東村山市の特色であります。

● 博物館の変遷

東村山市における博物館機能は、現在、「ふるさと歴史館」と「八国山たいけんの里」が担っています。その前身である「東村山市立郷土館」は、昭和40年に開館しました。この郷土館は、化成小学校の創立90周年記念事業として、同窓生の寄付やPTAの尽力で建設され、同時に市に寄贈されました。この郷土館は、多摩地区で最初の博物館的な施設であり、市民をはじめ、児童・生徒の学習の場として親しまれてきました。

当時の展示物は、教科書などの学校関係の資料や、古文書・民具でした。市内外からも多くの見学者が訪れ、学校の社会科見学などでにぎわいました。他市に先駆けてのオープンであったため、建物や展示スペースは小さいものの、多くの資料を収集・展示する工夫を行い、東村山市における歴史の宝庫と言うべきものでした。

収蔵資料が増大してきたことと、より生涯学習の拠点としての機能を発揮するため、昭和55年には、「東村山市立郷土博物館構想」が作成され、新たな博物館を設置して、より魅力的な博物館を目指すことになりました。その間、財政難などで建設が延期になりましたが、文化財保護審議会と郷土館運営委員会の努力で、平成2年には「東村山市立郷土博物館設立準備委員会」が設置され、本格的な新博物館建設に向け動き出すことができました。平成3年には、諏訪町で建て替えを行っていた都営住宅との合築という形で建設することを決定しました。平成7年には教育委員会において、館名を「東村山ふるさと歴史館」とすることに決定し、翌年の10月に開館しました。

ふるさと歴史館には、郷土館時代から親しまれていた「かやぶき民家園」が北山公園西側にありました。江戸時代後期の典型的な農家を市内から移築して公開していたもので、北山公園を訪れる人に楽しまれていました。しかし、平成11年6月に火災により焼失してしまい、現在は、分館として「八国山たいけんの里」に生まれ変わりました。ここには、市内多摩湖町にあった都営住宅の建て替えに伴って発見され、平成8年から本格的な調査が始まった、下宅部遺跡の発掘品を収蔵・展示し、また、八国山をフィールドとした事業を展開するための施設として建設された建物です。

また、ふるさと歴史館・八国山たいけんの里では、「東村山伝承サポーター」や「はっちこっくメイト」というボランティア活動を育成しています。歴史に興味を持っている市民のみなさんが、学習した成果をボランティアに生かす活動を行っており、市民との協働による手作りの博物館の運営を実践しています。

東村山市の博物館の成りたちには、歴史的な特徴を活かそうとしてきた経過がありますが、その出発点はやはり市民の熱意や力が大きく関わっています。

以上のように、東村山市の社会教育施設は、生涯学習社会の実現を図るため、市民による熱意や要望によってハードとしての建物の建設や、ソフトとしての各種取り組みが、早い時期から実施されてきました。そのほか、青少年健全育成を担っている社会教育課

における各種の事業も、社会教育施策として永年取り組まれてきました。例えば、青少年対策地区委員会が昭和53年から行っている山梨県北杜市にある「白州山の家」でのサマーキャンプなど、教育委員会とともに実施しています。

また、青少年委員が中心となって事業を企画している小学5年生から中学3年生までの健全育成事業として、「輝け！東村山っ子育成塾」や姉妹都市交流として小学校5・6年生向けの体験学習として「なぎさ体験塾」など、異年齢での体験活動を実施しています。

文化・芸術活動の振興という点では、NPO法人東村山文化協会の支援として、春には、「市民文化のつどい」を開催しています。秋には、市内で文化・芸術活動をされている多くの市民によって組織された実行委員会により「市民文化祭」を開催し、日頃の学習の成果の発表機会を事務局として支援しています。

学校との関わりとしては、東村山市小・中学校PTA連合協議会や、土曜日の休日を利用した「土曜子ども講座」への支援を行い、学校・地域が連携して活動するための支援を行っています。また、中学生の考え方を発表する機会として、青少年健全育成大会での、中学生の主張大会の開催や、子どもの心豊かな成長を願って開催している「市民の集い」などを行っています。

このように、東村山市における社会教育分野は、多くの市民と行政とが手を取り合い、協働して進めてきた経過があります。これは、市長部局において行われている、例えば自然環境保全や公園再生などのボランティア活動などでも行われています。

このように、東村山市では、市民と行政とが協力・協働して生涯学習の基盤を作り上げてきた経過があります。

2. 東村山市の現状と目指すもの

社会教育行政は、「時代の要請」に応え、効率的な運営を行うため、組織と事業内容の細分化を行い、市民の生涯学習ニーズに応えてきました。それは、「個人の要望」でもありました。「図書館にある本で、良質な知識を得たい。」、「公民館の事業で、新しい技術・考え方を学びたい。」、「スポーツを通して健康づくりをしたい。」、「東村山市の生い立ちや歴史を知りたい。」など、市民の幅広い「要望」に応えてきました。

第4次総合計画では、教育・文化に関する今後のまちづくりに向けた重点課題として、「次代を担う子どもたちの健全育成と文化の継承」と「市民力を育む生涯学習の振興」を掲げています。これが意味することは、教育基本法の改正により、生涯学習が明文化されたことや、文部科学省や東京都の生涯学習審議会の答申に見ることができる「社会の要請」もさることながら、この東村山市に暮らし、これからも住み続けたいと願う市民のみなさんひとりひとりの「個人の要望」でもあります。

第4次総合計画の教育・文化に関する重点課題に取り組むため、既存の社会教育施設やその他、市長部局で行っている生涯学習に関する事業を横断的に体系化し、市民のみ

なさんの「要望」に応えていく必要があります。

これからは、様々な分野の活動を行っている多くの市民にも「自分たちは生涯学習に取り組んでいる」ということを分かってもらう、言い換えれば、認知度を上げていくことが求められてきます。生涯学習で得た知識や技能などを地域社会全体に還元し、また、自分も学習し直し、自分の知識や技能を高めていく、「知の循環型社会」にしていく必要があります。そのためには、人と人がつながり、絆を深めて「市民力」を向上させていくために、教育委員会・市長部局で連携し、「生涯学習社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

3. 東村山市の生涯学習を進めていく上での現状と課題

(1) 学校・家庭・地域の連携、協力の強化と社会全体の教育力の向上

都市化・核家族化・少子化の進行に伴い、家庭を取り巻く状況が変化し、子育ての孤立傾向が見られます。また、基本的な生活習慣やしつけなど家庭の教育力の低下がみられています。一方では地縁的なつながりの希薄化などにより、今までは地域の大人が子どもたちに自然に教えてくれていた社会のルールやマナーなどの習得など、これまで地域が果たしてきた役割や機能にも低下がみられています。

このような中、東村山市では学校での児童や生徒の個々に対応した学習や生活指導に加え、学校を地域で支えることを目的に「学校評議員制度」や土曜日の学校が休みの日を利用して「土曜講座」、放課後の子どもの安全・安心な居場所として「放課後子ども教室」などに取り組んでいます。

今後は、家庭の教育力向上のための支援を進めるとともに、地域の力を取り込み、豊かな教育となるよう、PTAや保護者組織、青少年対策地区委員会等の団体との協力体制を強化し、学校外の活動の機会を増やすなど、地域の教育力の向上に努めることが重要となります。

また、教育部、子ども家庭部の双方で家庭教育の支援や子育て支援について連携し、有機的に機能するよう取り組んでいく必要があります。

文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」の平成24年の報告によりますと、世帯構成別割合では昭和61年には三世代世帯が15.3%だったものが平成22年には7.9%と7.4ポイント減となっています。逆に、単独世帯は18.2%が25.5%に、夫婦のみの世帯は14.4%が22.6%にそれぞれ増となり、三世代同居での生活スタイルが変わってきたことが伺えます。

また、共働き世帯の推移では昭和55年には614万世帯であったものが、平成22年には1,012万世帯となり、ほぼ400万世帯の増となっています。

このように家庭での子どもたちの環境は大きく変わってきていることが伺えます。

(2) 市民の要望する学習機会の提供と市民参加の促進

平成24年度に行った「市民意識調査」から、以下のような結果が分かります。

項目	満足度	不満度
市民や地域主体の生涯学習活動への支援	12%	12%
スポーツ活動の振興	22%	10%
歴史・伝統文化の保護・振興	27%	7%

3つの項目では、満足度が不満度と拮抗しているか、上回っています。

現在、東村山市では、教育部を中心に様々な学習機会の提供やスポーツ機会の提供を行っています。公民館では趣味や教養、暮らしに役立つもの、現代的な課題に対応する各種講座やホールでも催しを実施しています。ふるさと歴史館では、郷土が培ってきた市内の重要な文化財や伝統行事を保存すべく、市民への啓発を行っているほか、たいけんの里での様々な体験事業を実施しています。市民スポーツセンターでは、公益社団法人東村山市体育協会や株式会社東京ドームスポーツなどが各種スポーツ教室やイベントなどを実施しています。また、生涯学習施設として中央図書館をはじめ4館の分館があり、本の貸し出しだけでなく、様々な情報提供を行い、市民の生涯学習を支援しています。

社会教育施設以外では、市長部局や市民団体等により、市内各所の「ふれあいセンター」や「集会施設」、市民ステーション「サンパルネ」、「市民センター」などを使用した中で、市民の参画を得ながら様々な取り組みや事業が実施されています。

これからもさらに多様な学習機会の提供や場の充実を図り、だれでも利用しやすく親しみやすい施設になるよう努めていくことが必要となります。また、市民も事業に参加するだけでなく、自ら進んで事業の企画・立案を行うなど、協働と参画を推進することが重要となります。

(3) 地域で活躍できる人材の育成と活用

市内には、生涯学習活動や自分の職業経験等を通して、様々な知識や技能を身に付けた市民が数多くいます。これらの市民の知識や経験、技能は市にとっても「大きな財産」です。学習成果や今までの経験や知識を人のために役立てたいと考えている市民も多くいます。また、学習成果や特別な技能はないが、自分の今までの経験を活かして、地域の活動に参加したり、役立つためのボランティア活動に参加したいと考えている市民もいます。これらの市民は潜在的に多くいることが伺えます。

今後は、これらの様々な知的財産を持つ市民の能力を活かし、市民による主体的な地域づくりを進めていくことが重要となります。そのため、地域で活躍できる人材の発掘が重要になってきます。具体的には、コーディネーターの育成や人材バンクの仕組みづくりの再検討、ボランティアを必要とする団体や組織などの登録制度など、一層の人材発掘や活用の仕組みづくりについて検討が必要となります。

(4) 地域団体・グループ活動への支援

市内には文化・芸術・歴史などの活動団体、様々な学習グループ、仲間づくりや健康づくりを目的としてスポーツ活動団体、子どもたちの健全育成や体験活動を実践する団体、様々な分野で活躍するボランティアグループなど多種多様の団体・グループが活動しています。これらの団体はすべて生涯学習活動を実践していて、市民のため学習・健康・体験活動・ボランティア活動などの重要な受け皿となっています。しかし、これらの団体、グループの多くが設立から20年、30年など多くの年数を過ぎ、会員の高齢化や組織の硬直化、新たな会員や人材の確保の困難など、課題が出てきています。

そのような中、多くの市民が生涯学習活動やボランティア活動などに興味を持っていて、それらの活動を行いたいと願う市民がいる半面、それらの生涯学習活動を行っている団体の情報が広く伝達されていないなどの課題が見受けられます。

東村山市では、こうした生涯学習団体やグループ等のPRや情報提供を進めるとともに、活動を行う上で必要な支援に努め、団体間の相互交流や連携の仕組みづくりなどを促進していく必要があります。

平成20年に(財)東京市町村自治調査会が発行した「生涯学習と市民活動の連携に関する調査研究報告書」によりますと、市民活動団体が行政に求める支援の中で、最も多い要望は、活動に対する資金援助が71.4%、活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備が51.2%、市民や企業等において理解と参加を促すための広報・普及活動47.1%、学習との関連では活動メンバーの能力向上のための研修が32.4%となっています。

(5) 生涯学習を推進・活性化を進めるための学習情報提供

東村山市では、「市報」、「きょういく東村山」、「市のホームページ」、自治会を通じた「回覧」などにより、生涯学習に関する情報を市民にお知らせしています。社会環境の急速な変化の中、溢れる情報の中からの確かな情報を選択することがますます必要となっています。

今後は、これらの生涯学習に関する情報を一層市民に分かりやすく役立つ内容へと充実させるとともに、情報の発信に工夫を凝らし、広く活用を呼びかけていく必要があります。また、東村山市では、これからも学びたい市民と、伝えたい市民をつなぐための情報提供の方法を充実していく必要があります。

(6) 社会教育施設の充実・整備

市内の社会教育施設は、設立過程や事業など、それぞれの歴史を持ち、市民に親しまれる施設として、生涯学習・社会教育の実践、学習・情報収集・友だちづくり・健康維持の場となっています。多くの市民はこれらの施設に愛着を覚え、これから先も事業の充実など期待をしていると思われます。

しかしながら、いずれの施設も老朽化してきており、施設の整備・維持管理が適切に行われなければならない状況となっています。このような中、「公共施設再生計画」に基づいた施設の改修等が課題となっており、施設のあり方や施設の持つ特質性を有効に活用するなど検討することが数多くあります。

第3章 東村山市の生涯学習計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

市では、平成23年に、「10年後の東村山」のあるべき姿を展望し、様々な思いや意見を結集した進むべき羅針盤として、「東村山市第4次総合計画」を策定し、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」を将来都市像として掲げました。

「東村山市第4次総合計画」では、今後のまちづくりに向けた重点課題として、「市民力を育む生涯学習の振興」が掲げられています。平成23年に策定された「東村山市第4次総合計画」を具体化するための「前期基本計画」(平成23～27年度)では、生涯学習の推進が基本目標2「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」に位置付けられています。

基本目標2は、3つの施策大綱で構成されています。

基本目標2 みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち

- 1 生きる力を育む学校教育を充実する
- 2 健やかで豊かな心を持つ青少年を育成する
- 3 生涯にわたる文化・学習活動を充実する

(基本構想より抜粋)

生涯学習の理念として、教育基本法第3条では、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

東村山市における「生涯学習社会」の実現のため、次のような理念を定めます。この基本理念は、ヒガシムラヤマの頭文字に続くキャッチフレーズを凝縮したものです。

- | | | | | |
|------|-------|--------|----------|------|
| (A案) | 学ぶ楽しさ | 教え合う喜び | 笑みがあふれる | 生涯学習 |
| (B案) | 誰もが主役 | 自然と調和 | みんなが取り組む | 生涯学習 |
| (C案) | 学びの成果 | みんなが認め | いきいき学べる | 生涯学習 |

- 「ヒ」 一人一人が楽しく学ぶ生涯学習
- 「ガ」 学習の成果が地域に活かされる生涯学習
- 「シ」 市民と地域が主役の生涯学習
- 「ム」 向かい合い互いに認め合って学ぶ生涯学習
- 「ラ」 ライフスタイルと調和しながら学ぶ生涯学習
- 「ヤ」 やさしいところと「生きる力」を育む生涯学習
- 「マ」 満面の笑みがこぼれる生涯学習

この基本理念を元に、基本目標と施策を体系化します。

第2節 基本目標と施策の体系化

1. 計画の基本目標

本計画に定める基本理念を元に、4つの基本目標を定めます。

(1) 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

子育て・保育支援というアプローチも重要ですが、「学校」・「家庭」・「地域」と独立した枠組みでそれぞれ展開されてきたことを「生涯学習」という大きな枠組みで捉え、展開と支援を行っていきます。

(2) 多様な生涯学習の展開と支援

東村山市は、古代から人々が住まい、様々な遺跡や遺構、また史跡があるなど、独特の文化を形成してきました。また、全生園を通じた人権教育や、地域総ぐるみでのスポーツ振興をしてきました。それら多種多様な生涯学習を社会教育が担って来た歴史的背景を中心に体系化し、展開と支援を行っていきます。

(3) 団体・人材の育成と活用の支援

生涯学習社会を実現していく上で、団体や人材の育成は欠くことのできないものです。また、それらの団体や人材が地域で活用されたりすることにより、生涯学習がより充実したものとなっていきます。そのため、地域に根差した団体と人材の育成と活用について体系化し、支援を行っていきます。

(4) 生涯学習の基盤整備

市民の生涯学習機会の充実を図るため、その推進を図るための中心的な役割を担う拠点機関や、情報の発信・提供、また持続可能な社会実現のための方策について体系化していきます。

2 . 施策の体系化

本計画の4つの基本目標の元に、「望ましい社会像」、「現状と課題」、「目指すべき方向性」を挙げ、東村山市の生涯学習の推進・振興を進めていきます。

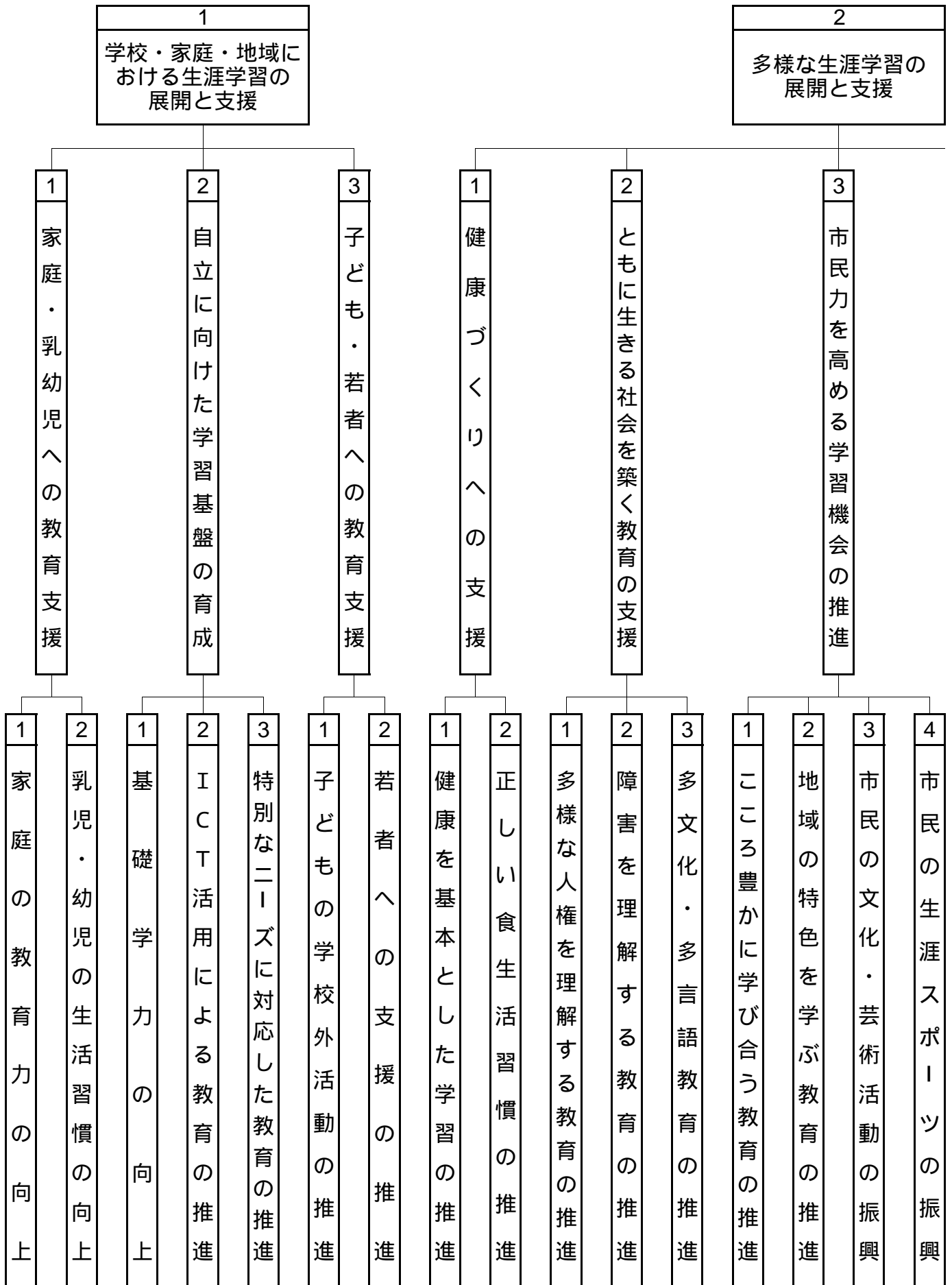
第3節 施策体系図

【基本】

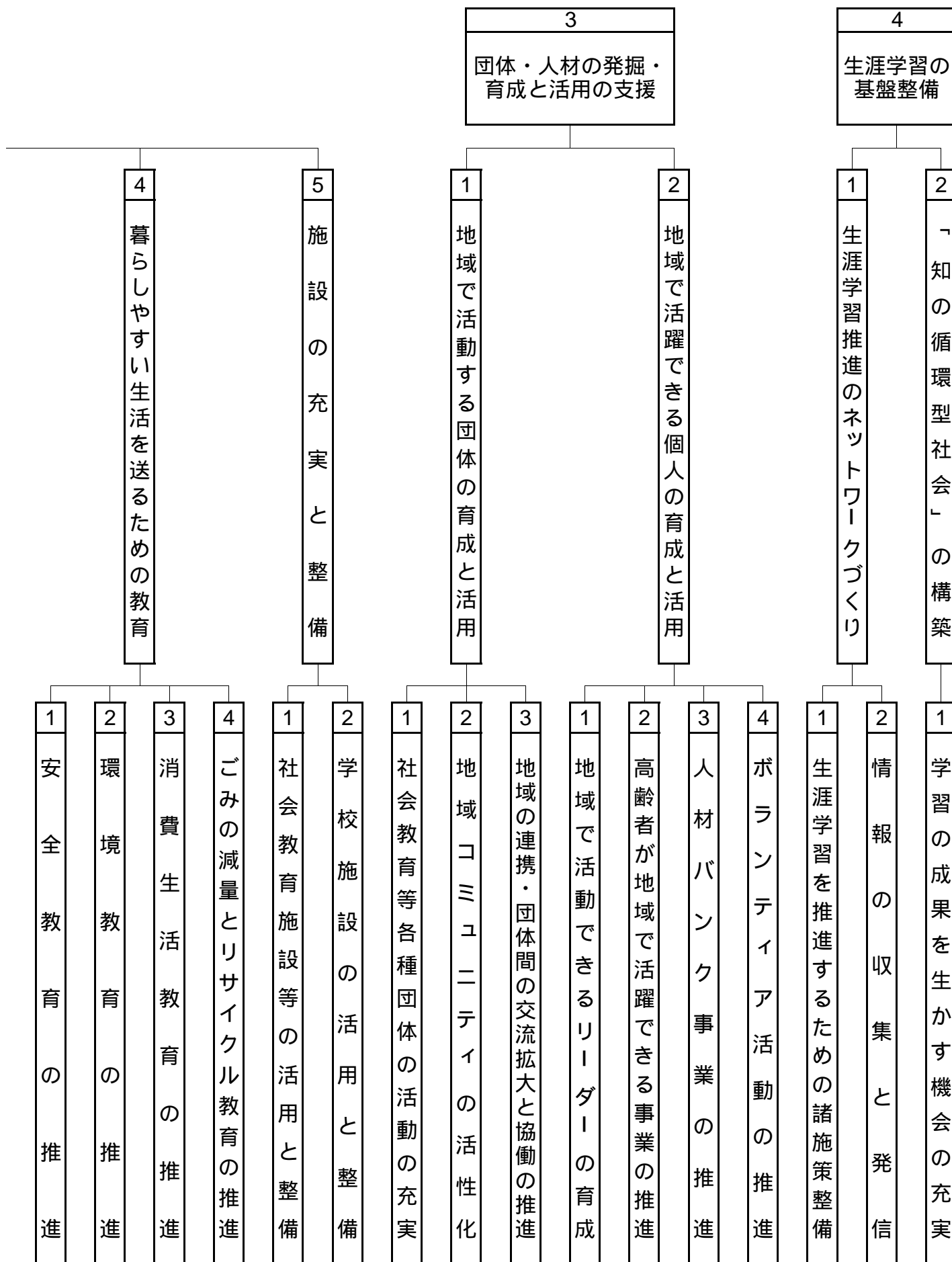
【基本目標】

【目標】

【小項目施策】



理念】



みんなが楽しく学び、豊かな心をはぐくむまち

第1章 生涯学習計画の概要

第1節 生涯学習の理念と経緯

我が国において、生涯学習の考え方が提唱されたのは、昭和56年6月11日に出された中央教育審議会の答申「生涯教育について」です。その後、臨時教育審議会（昭和59年～62年）において、「生涯教育」の言葉が「生涯学習」に替わり、学習者の立場を尊重する社会の実現が提唱されました。

一般的に、「生涯学習」といわれる考え方は、昭和40年にユネスコのポール・ラングランが初めて提唱したもので、日本には「生涯教育」として紹介されました。これを受けて、中央教育審議会が、「生涯教育について」答申し、我が国における「生涯教育」の指針を示しました。この中では、「各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と述べられ、我が国における生涯学習概念のスタートとなりました。

その後、昭和59年から62年にかけての臨時教育審議会では、「生涯教育」の言葉に替わり「生涯学習」の言葉を用いて、学習者の立場を尊重する「生涯学習社会」の実現を提唱しました。昭和から平成に年号が代わった直後の平成2年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき国に生涯学習審議会が設置され、平成4年には、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」と題する答申が最初に出されました。この中で、「生涯学習社会」の実現を目指すべきと提言しており、この考え方はそれ以降の生涯学習審議会にも引き継がれ、文教行政の政策目標の1つとなりました。

平成18年には、昭和22年に制定された「教育基本法」が改正されました。その中で、「生涯学習」についての条項が第3条として新規に追加されました。その条文には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。この条文は、「生涯学習」に関する条件整備を社会的に進めていく法的根拠となりました。これまでの教育基本法に掲げられてきた「人格の完成」や「個人の尊厳」など普遍的な理念は大切にしつつ、「生涯学習」の理念が新たに規定されました。

市民が、「生涯学習」に取り組むことを通じて、人と人とのつながりや絆がはぐくまれると考えています。「生涯学習」は、市民が豊かな生活を営み続けていく上で大切なものです。社会が変化してくれば、その変化に対応し、常に学び続ける必要があります。「生涯学習」

を単なる趣味的なものとするよりも、一度しかない人生を輝きながら楽しく過ごすための考えとして捉えてもらうことも必要です。

第2節 東村山市における生涯学習の目的

これまでも、東村山市では市民の自主的・自発的な取り組みで、「生涯学習」が進められてきました。市民が生涯を通して学習をしたいという市民からの要望がありました。また、歴史的に貴重な国宝建造物である正福寺地蔵堂や縄文時代の遺跡として出土した下宅部遺跡のほかに、東山道武蔵道や鎌倉街道など交通の拠点・結節点となっていました。また、武蔵野の自然が多く残る八国山緑地をはじめとする自然が残っているという特性を持っています。歴史に関わる学習や、自然を慈しみ保護して後世に伝える活動も、広い意味で「生涯学習」といえます。

東村山市が今まで継承し築き上げてきたことを大切に、多くの市民の学習活動を支援していくため、また、知識や経験が地域社会に還元され、生涯学習の成果が活かされるために、「生涯学習計画」を策定します。

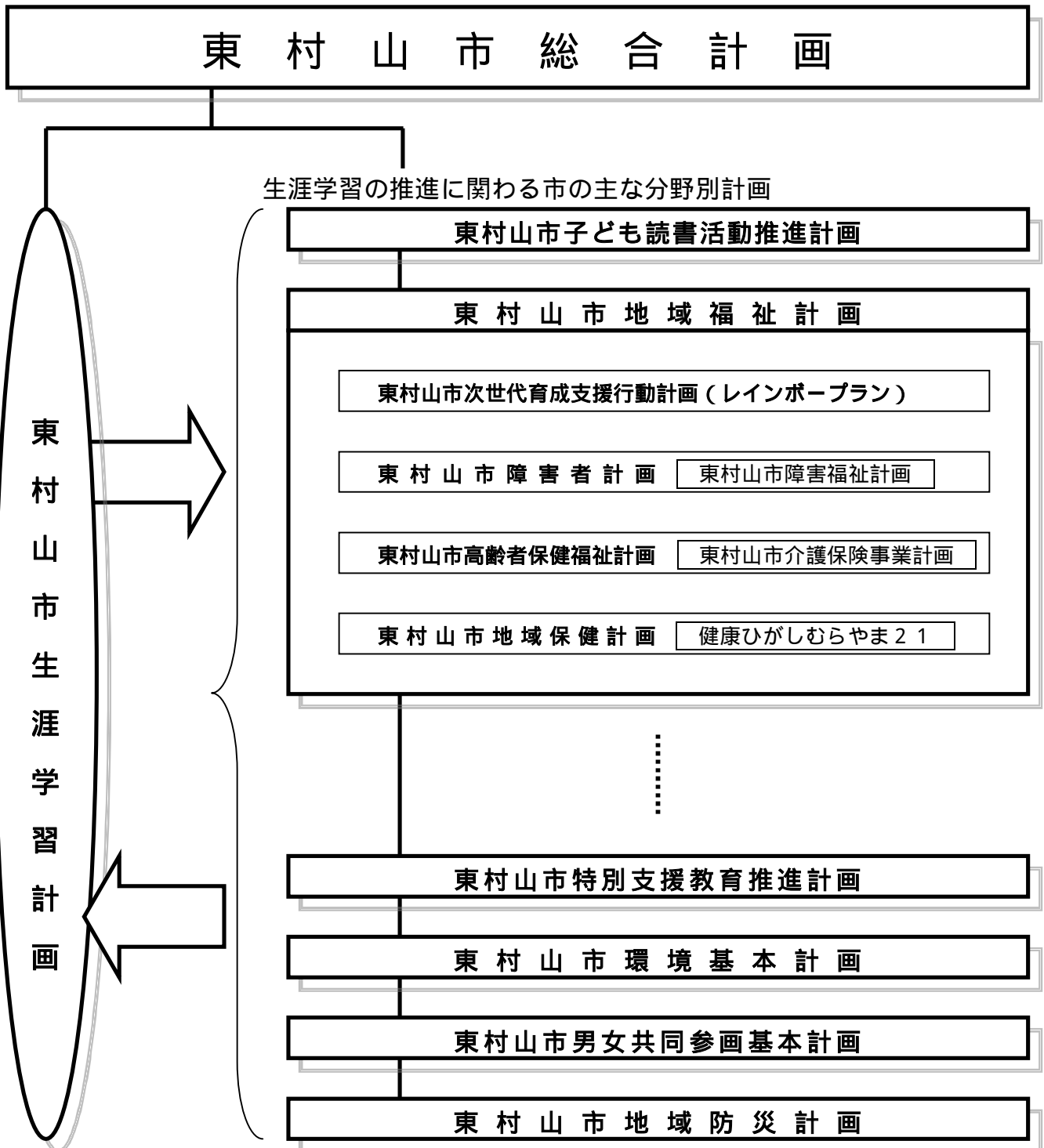
第3節 生涯学習計画の位置付けと計画の期間

1. 国・東京都の法令との関連

本計画は、教育基本法や社会教育法などの法令の趣旨を踏まえて策定しました。また、文部科学省や生涯学習協議会の答申や東京都が行う施策や提言に配慮して策定しました。

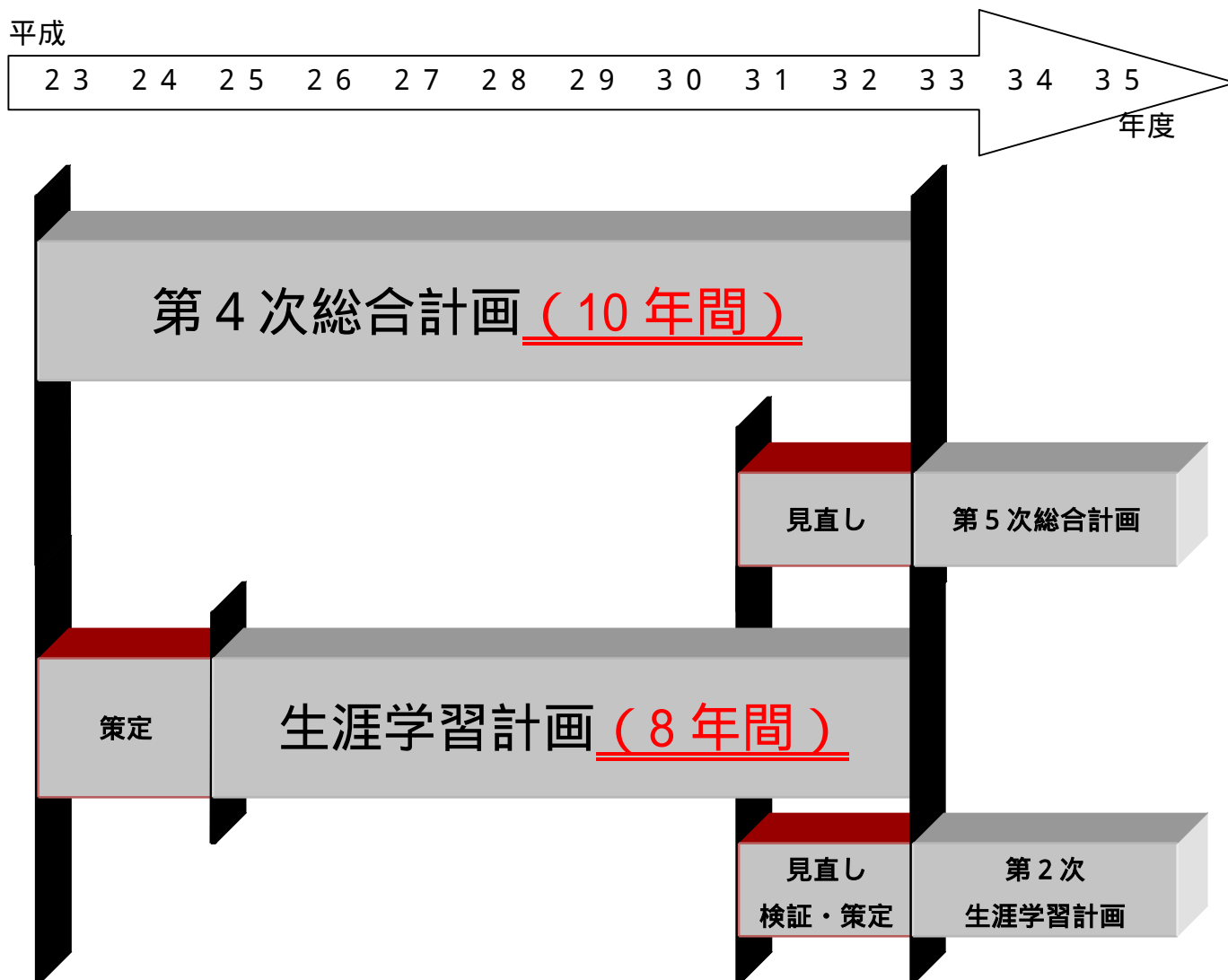
2. 第4次総合計画・各種計画との関連

本計画は、東村山市第4次総合計画に掲げられた分野別計画です。第4次総合計画が最上位計画として位置付けられておりますので、その趣旨や理念のもとに、他の各種計画との整合を図ります。東村山市教育委員会の教育目標や基本方針、社会教育分野の年次目標や計画、そして、市長部局等でも行われている生涯学習関連事業を含めて体系化し、生涯学習社会の実現を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度として、平成32年度を最終年度とする8年間とします。



次期の生涯学習計画を策定する上で重要な、東村山市の最上位計画である東村山市第5次総合計画の策定方針や過程・考え方を尊重して進めていきます。そのため、平成31年度からは、見直しのための作業を開始する予定です。

第2章 生涯学習をめぐる現状と課題

第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景

平成元年4月に、当時の文部大臣が、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」を中央教育審議会に諮問しました。諮問の理由は、社会の変化に適切に対応した教育を実現するため、中長期的展望に立って制度上の諸問題について不断に検討していくことが必要であるとしています。その中で、「生涯学習については、人々の学習需要の高度化・多様化に応じて体系的な振興方策を樹立することが求められている。」と述べています。

この答申では、「生涯学習の基盤整備の必要性」と「生涯学習の基盤整備のための施策」について触れられています。前者については、それまでの社会的な流れであった学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重を指摘し、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、その成果を正当に評価する社会を築くことが重要であると述べています。後者については、生涯学習の基盤整備のための施策として、国・都道府県・区市町村における生涯学習の推進体制、地域の生涯学習の中心機関、生涯学習重点地域、民間教育機関事業の支援の在り方について述べています。

平成の世となり四半世紀が経過しようとしている今日では、人々の学習需要は、ますます高度化・多様化してきています。また、「社会の要請」と「個人の要望」に基づく、新たな学習ニーズへの対応も必要となっています。特に、21世紀は、著しく急速な科学技術の高度化や情報化等により、新しい知識は社会のあらゆる領域で基盤となり重要度を増しています。新たな言葉や概念など、かつての常識では想像もできなかったようなことも巷には氾濫しています。

現在の日本が抱える問題は、少子高齢化や若者の非正規労働・ニートなどに代表されるように、国の根幹を脅かしかねない重大なことです。これらの問題に対して、国はもとより都道府県や区市町村は、生涯学習をキーワードに地域の教育力の向上を図る施策を展開しながら、解決の糸口を導き出し、持続可能な社会の構築を図っていく必要があります。

第2節 生涯学習に関する主な動向

1. 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月には、教育基本法が全面改正されました。改正の主な背景には、戦後60年以上が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化したことが挙げられます。この改正では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示されています。新たに盛り込まれたものとして、「生涯学習の理念(第3条)」が挙げられます。この条

文によって、国民一人ひとりが、その生涯にわたって、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が求められています。また、「家庭教育（第10条）」「幼児期の教育（第11条）」「学校・家庭および地域住民等の相互連携協力（第13条）」などが新しく定められました。

社会

科学技術の進歩 情報化 国際化 少子高齢化 核家族化
価値観の多様化 社会全体の規範意識の低下 など

家庭

教育力の低下 育児に不安や悩みを持つ親の増加 など

学校

いじめ・校内暴力などの問題行動 質の高い教員の確保 など

地域社会

教育力の低下 近隣住民間の連帯感の希薄化
地域の安全、安心の確保の必要性 など

子ども

基本的な生活習慣の乱れ 学ぶ意欲の低下や学力低下傾向
体力の低下 社会性の低下、規範意識の欠如 など

このような社会的な変化を踏まえ、改正された教育基本法には、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代に求められている教育の基本的な理念が明示されています。

新しい時代の教育とは

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成。
- 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成。
- 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成。

この3点の育成に重点をおくこととされました。

そのような主旨のもとで、生涯学習の理念は、改正された教育基本法の第3条に規定されました。これは科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って生涯学習の重要性が高まっていることの表れであるといえます。

(2) 社会教育関連法令の改正

平成18年の教育基本法の改正を受け、平成20年6月には、社会教育法、図書館法、博物館法の一部が改正されました。主な改正点として、地域住民等の学習成果を活かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供や、地域住民等に対する情報提供に努めることとされました。

(3) 中央教育審議会の答申

平成17年6月13日、文部科学大臣は中央教育審議会に「1.新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」「2.青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」の2項目を諮問しました。諮問理由として、この2つは新しい時代にふさわしい教育の実現にとって不可欠であり、国民の学習に対するニーズを把握し、支援方を充実するなど、生涯を通じた学習活動を促進するとともに、子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備することが喫緊の課題であると指摘しています。特に、「学習活動を促進するための方策」と「地域づくり、家庭や地域社会での子どもの育ちの環境の改善のための方策」について、現在課題となっていることを踏まえ、答申いただくよう説明されています。

この諮問を受け、中央教育審議会は平成20年2月19日に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ~ 知の循環型社会の構築を目指して ~ 」答申しました。答申までの間に、前述したとおり教育基本法の改正が行われ、生涯学習の理念(第3条)が新しく規定されたことをはじめ、家庭教育(第10条)、社会教育(第12条)、学校、家庭及び地域住民等の連携協力(第13条)など、学校教育にとどまらず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。

この答申では、生涯学習振興行政や社会教育行政が目指すべき方向性と具体的な方策について提言され、それらを推進するにあたって留意すべき点について述べています。また、現状と課題を整理した上で、特に制度的な面を中心とした行政の在り方についてまとめられています。

この答申の中で、特に注目すべき点は、世界的に持続可能な社会の構築が求められており、個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献することの重要性を述べています。このことを「知の循環型社会」と言い、生涯学習で得た成果を地域に活かす仕組みづくりが求められています。

(4) 教育振興基本計画の策定

平成18年に改正された教育基本法には、教育振興基本計画(第17条第2項)が新たに設けられました。地方公共団体は、国が定める「教育振興基本計画」を参考にして、地域の実情に応じて基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

また、平成20年7月には「教育振興基本計画」が教育基本法に基づき、政府として初めて策定されました。この計画では、今後10年間の目指すべき教育の姿と、5年間に取り組むべき施策が示されています。

今後5年間に取り組むべき施策の基本的な考え方の中で、特に重視する考え方として、教育に対する社会全体の連携の強化（「横」の連携）、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現（「縦」の接続）、国・地方それぞれの役割の明確化となっています。特に、教育基本法に示された生涯学習の重要性が求められたものとなっています。

2. 東京都の動向

(1) 地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進

～担い手としての中高年世代への期待～ 答申（東京都生涯学習審議会）

平成13年2月、東京都教育委員会は生涯学習審議会に対して、「これからの都市社会における中高年世代の社会参画」について諮問しました。

生涯学習審議会では、具体的審議事項として、中高年層の「社会貢献」と「生きがい」を実現するための社会参画のあり方、「地域の教育力」復権のしくみづくりなどについて検討を始めています。

これまでの生涯学習振興行政における、生涯を通じたライフステージ別の課題対応を中心とした個人の文化・教養的な学習ニーズを充足させる学習機会の提供に重点が置かれてきたものを改めることが必要であるとしています。これからは、地域の課題や連帯意識の希薄化、教育力の低下などが指摘されており、生涯学習行政が力を入れるべき点は、市民の学習スタイルを参加型から参画型へと変容させ、学習の成果を生かして積極的に地域コミュニティ活動に市民自らが関わっていく取り組みを支援することにあるとしています。

この中で、中高年者は、これまでの職場に変わり新たな活動基盤となる地域を中心に、興味や関心にもとづく新たな人とのつながりを求めようとしていると分析しています。まさに、中高年世代の市民の地域デビューを意図したものとなっています。その地域デビューを支援する方策として、生涯学習の理念が果たすべき役割は大きく、そうした人たちが参画する場の構築を図るべきであるとしています。これを「新しい公共」と呼び、市民、NPO・地域活動団体、企業、行政が協働することが望まれるとしています。特に、行政に対しては「活動場所、学習機会、各種の情報、人材育成などに関する条件整備や、個人やNPO・地域活動団体等の活動を側面から支援する役割が期待される。また、NPO・地域活動団体等との協働や育成・支援のための行政間の連絡調整機能の強化が望まれる。」とされており、地域が抱える問題を理解し解決策を探求する必要があり、その過程で互いの資源や知識を共有する場が必要であるとしています。

(2) 東京都教育ビジョンの策定

東京都は、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定しました。これは、戦後教育の反省に立ち、今日の教育をめぐる課題を改めてとらえ直し、創造的発展を支える人間の育成の視点に立って、教育のあり方を明らかにしたものです。「東京都教育ビジョン」では、21世紀を「多様な生き方を包容する社会の中で、一人一人が、自らの資質・能力を生かし、目標の実現を目指して努力していく生涯学習社会」と述べています。

この「東京都教育ビジョン」では、東京が目指す方向をライフステージで捉え、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のそれぞれの世代での課題と取り組みを示しています。また、家庭・学校・地域・社会が力を合わせて次代を担う人材を育てるため、東京都が、その力を発揮できるよう支援役として役割を果たしていくことが示されました。

(3) 第2次東京都教育ビジョンの策定

平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定し、教育改革を推進してきた東京都ですが、平成20年4月に「東京都教育ビジョン」の成果やその他の考え方を踏まえ、「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定しました。東京都はこのビジョンを教育振興基本計画と位置付け、更なる教育振興を図ることとしました。

この「東京都教育ビジョン(第2次)」では、目指す教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」とことと「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことをあげ、重点施策の実現に向けた具体的な推進計画が示されています。この2つの柱を実現するためには、「家庭・学校・地域・社会との連携の強化」「外部人材の積極的な活用」「時代を切り拓く力の育成」「確かな学力の育成」を実現していく必要があります。重点的な取り組みを進めていくと示しています。特に、重点的に取り組むべき事項として、家庭や地域の教育力向上を支援する。教育の質の向上・教育環境の整備を推進する。子供・若者の未来を応援する。の3つを掲げ、具体的な施策を挙げています。

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要とされる力で、具体的には

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

たくましく生きるための健康や体力などが
必要とされています。

第3節 東村山市における現状と課題

1. 東村山市の社会教育行政の歴史

東村山市において、生涯学習社会を実現するために、社会教育行政の変遷と果たしてきた役割を整理しておきます。以下は、東村山市社会教育委員（第16期）の提言「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」やその他の資料から抜粋し、東村山市の社会教育行政の変遷をまとめたものです。

● 市立図書館のあゆみ

東村山市立図書館は市民の図書館建設要望を受け、さらに市民が参加した「図書館専門委員制度」により市民の意見を反映して、昭和49年にスタートしました。

当市では、昭和40年代中ごろから文庫活動が盛んに行われています。文庫活動とは、子どもと本の出会う機会を大切にしようとする地域の人たちが、自宅や集会所等を使って子どもの本を自主的に収集して、貸出や読み聞かせなどを行う地域の図書館活動です。昭和42年に開館した「くめがわ電車図書館」は美住町で現在も多くの子どもたちに利用されている文庫です。これらの文庫やPTA関係者等による図書館設置を願う市民運動がきっかけとなり、市立図書館の建設が決まりました。さらに、文庫関係者等の市民参加による「図書館専門委員制度」を設置して図書館の基本計画が検討され、昭和49年に中央図書館が開館しました。

その後、昭和54年には障害者サービスの拠点として富士見図書館が開館し、昭和56年には17万冊規模の共同閉架書庫を備えた萩山図書館、昭和63年には庭で本を読むことのできる図書園のある秋津図書館、平成4年にはティーンズコーナーを充実させた廻田図書館を開館し、当市における図書館の5館構想が完成しました。

運営にあたっては、平成6年の電算システムの導入をはじめとして、開館時間の夜間延長、祝日開館、都立図書館や他自治体図書館との相互貸借ネットワークの進展、インターネットによる蔵書検索や予約の開始など、資料や情報をよりの確に、かつ迅速に提供するための環境を整えてきました。開館当初と平成23年度の比較では、蔵書冊数は3万2千冊から75万冊へ、貸出冊数は35万冊から116万冊へと増加し、多くの市民が利用しています。

子どもの読書については、開館当初から東村山市文庫・サークル連絡会をはじめとして、子どもたちの豊かな成長を願って読書活動を行う市民との協働を進めています。平成17年には子ども読書活動推進計画を、平成22年には第2次計画を策定し、学校や関係機関との連携を図り、読み聞かせや学校図書館支援など、多くのボランティアとの協働により、子どもと本をつなぐ活動を実施しています。さらに、東村山朗読研究会など関連団体の協力も得て、市民により創られた図書館として、市民生活に役立つ図書館活動を推進しています。

● 市立公民館のあゆみ

東村山市に公民館がオープンしたのは、昭和55年6月のことです。それまでも、公民館活動自体は行われていました。社会教育課が中心となり、昭和28年頃から「青年学級」に取り組んでいます。それ以後も、「修農成人学級」や「青年教養講座」などを提供していました。これらの活動は、化成小学校や現在の市民センターが建っている場所に「青年教室」という建物があり、そこを活動拠点にしていました。その後、公民館活動が活発になるにつれて、市民の要望は高まり、公民館建設として、「公民館をつくる会」が組織されました。また、昭和43年から市議会の中に、庁舎等特別委員会が組織され、現在の市役所本庁舎の建設についての議論がされています。さらに、昭和49年には総合計画審議会が、東村山市の将来に向けて社会教育を含めた施設の整備をどのようにしていくのかについて検討しています。さらに、社会教育委員の会議では、公民館設置の建議を教育委員会に提出しています。この中では、公民館を「地域のための、あるいは成人のための社会教育学校」として、早期の公民館設置を求めています。これらが相乗効果をもたらし、現在の公民館が完成しました。

公民館を語る上で忘れてはならないこととして、市民の力により公民館というハードが完成したことと、企画員というソフトを担う市民の存在が挙げられます。

これは、多様化した市民のニーズを公民館の学級・講座に反映させるため、公民館職員の知識や経験に加えて、広範な見識・広い視野をもった「企画員制度」を実施したことです。企画員は、市民ボランティアと公民館職員が共に考え、話し合いながら多様な学級・講座を作り上げていく、すべての市民に開かれた市民参加型の制度といえます。全国に例を見ない東村山市独自の方法として、特筆に値します。

この様に、本市における公民館はハードとソフトの両面において、市民の熱意支えられてきた経緯があります。

● 東村山市における社会体育のあゆみ

東村山市の社会体育の歴史は明治27・28年にさかのぼり、当時の男性を中心とした有志が結成した青年団活動が、その源流ともいえるものです。その後、大正・昭和と時代を経る中で女子青年団も結成され、その活動が評価され文部大臣表彰を受賞されたとの記録があります。その後、新たに「東村山町青年団」が結成され、駅伝大会や体育競技大会・文化祭などの活動を行っていました。青年団は社会部・文化部の活動の他、奉仕活動も活発に行っていましたが、都市化に伴い青年団のまとまりが難しくなってきたため、若者が活動する場として、昭和41年にキャンプを企画し、青年団のメンバーにも呼びかけた活動がはじまり、その活動をとおして昭和43年に都内で初めて野外活動連盟が発足しました。野外活動連盟は、歩け歩け運動・市民キャンプ・ハイキングなどの企画・運営を担い、市民体力づくりを支えてきました。

昭和39年市制施行と共に東村山市体育協会が発足し、同時に市民大運動会が始ま

りました。東村山市は昭和47年には総理府より「体力づくりモデル市」の指定を受け、体力づくりを推進するため、昭和47年から昭和49年の3か年計画で東村山市内13町を体力づくりモデル町として順次指定を行ってきました。昭和49年には、13町各町に「体力づくり推進委員会」が組織され、現在の市民総ぐるみの体力づくり運動に至っています。

昭和49年10月10日の市民大運動会の開会において、北海道苫小牧市や伊達市の体力づくり都市宣言に次いで、全国で3番目の「スポーツ都市宣言」を行いました。

市制施行以来、社会教育および社会体育行政を担っていた社会教育課も時代の要請に応え、組織の細分化と事業内容の分散化を進め、効率的な運営を図ってきました。昭和48年には社会体育行政を担うべく、体育課が新設され、市民のための生涯スポーツ振興を一層進めていくこととなりました。この間、本格的な屋外プールも併設するスポーツ公園として、現在の東村山市運動公園が5年の歳月をかけて完成しました。昭和51年には、新潟県柏崎市体育団と東村山市体育協会が全国で初めてという「スポーツ姉妹都市」を締結しました。このスポーツ姉妹都市締結は、平成8年の柏崎市と東村山市の自治体の姉妹都市締結に繋がり、体育協会の果たしてきた役割は大きいものでありました。昭和57年には、念願であった屋内スポーツの拠点となる東村山市民スポーツセンターがオープンし、市民のための生涯スポーツ拠点としての役割を現在でも担っています。また、市民スポーツセンターに併設される形で屋内プールが平成9年にオープンしました。

平成16年4月に体育協会が法人化し「社団法人東村山市体育協会」となり、積極的に市民スポーツ振興施策に取り組んできました。平成24年4月には、公益社団法人へと移行し「公益社団法人東村山市体育協会」となり、公益事業に積極的に取り組み、市民のための市民スポーツの充実発展に努めています。

また、市民スポーツセンターは多様化する市民ニーズに応えるため、より効果的・効率的な管理運営を目指し、平成24年4月から市民スポーツセンターについて指定管理者制度を導入し、更なる市民サービスの向上に努めています。

東村山市の社会体育は、この様に戦前からソフト面での活動が盛んに行われ、市制施行以降、活動拠点としての施設の整備に努めてきました。東村山市の生涯スポーツ行政が現在に至るまで発展を遂げてこられたのは、先人のたゆまぬ努力に加え、市民と行政が一体となって生涯スポーツを振興してきたことの成果であるといえます。特に、傘下団体の活動を中心とした体育協会並びに地域住民の健康体力づくりを推進してきた各町の体力づくり推進委員会等、関係団体が地域と一体となって生涯スポーツの振興に努めてきたことは、東村山市の大きな特色です。

● 市立博物館機能のあゆみ

東村山市における博物館機能は、現在では「ふるさと歴史館」と「八国山たいけん

の里」が担っています。その前身である「東村山市立郷土館」は、昭和40年に開館しました。この郷土館は化成小学校の創立90周年記念事業として、同窓生の寄付やPTAの尽力で建設され、同時に市に寄贈されました。この郷土館は多摩地区で最初の博物館的な施設であり、市民をはじめ、児童・生徒の学習の場として親しまれてきました。

当時の展示物は、教科書などの学校関係の資料や古文書・民具でした。市内外からも多くの見学者が訪れ、学校の社会科見学などでにぎわいました。他市に先駆けてのオープンであったため、建物や展示スペースは小さいものの、多くの資料を収集・展示する工夫を行い、東村山市における歴史の宝庫というべきものでした。

収蔵資料が増大してきたことと、より生涯学習の拠点としての機能を発揮するため、昭和55年には、「東村山市立郷土博物館構想」が作成され、新たな博物館を設置して、より魅力的な博物館を目指すことになりました。その間、財政難などで建設が延期になりましたが、文化財保護審議会と郷土館運営委員会の努力で、平成2年には「東村山市立郷土博物館設立準備委員会」が設置され、本格的な新博物館建設に向け動き出すことができました。平成3年には、諏訪町で建て替えを行っていた都営住宅との合築という形で建設が決定しました。平成7年には教育委員会において、館名を「東村山ふるさと歴史館」に決定し、翌年の10月に開館しました。

ふるさと歴史館には、郷土館時代から親しまれていた「かやぶき民家園」が北山公園西側にありました。江戸時代後期の典型的な農家を市内から移築して公開していたもので、北山公園を訪れる人に楽しまれてきました。しかし、平成11年6月に火災により焼失してしまい、現在では、分館として「八国山たいけんの里」に生まれ変わりました。ここには、市内多摩湖町にあった都営住宅の建て替えに伴って発見され、平成8年から本格的な調査が始まった下宅部遺跡の発掘品を収蔵・展示し、また、八国山をフィールドとした事業を展開するための施設として建設された建物です。

ふるさと歴史館や八国山たいけんの里では、「東村山伝承サポーター」や「はっちこっくメイト」というボランティアを育成しています。歴史に興味をもっている市民のみなさんが、学習した成果をボランティアとして生かす活動を行っており、市民との協働による手作りの博物館運営を実践しています。

東村山市の博物館の成りたちには、歴史的な特徴を活かそうとしてきた経緯がありますが、その出発点はやはり市民の熱意や力が大きいといえます。

以上のように、東村山市の社会教育施設は、生涯学習社会の実現を図るため、市民による熱意によって、ハードとしての建物の建設やソフトとしての各種取り組みが、早い時期から実施されてきました。そのほか、青少年健全育成を担っている社会教育課における各種事業にも、社会教育施策として永年取り組んできました。例えば、青少年対策地区委員会が昭和53年から行っている山梨県北杜市にある「白州山の家」でのサマー

キャンプなど、教育委員会とともに実施しています。

また、青少年委員が中心となって事業を企画している小学5年生から中学3年生までの健全育成事業として、「輝け！東村山っ子育成塾」や姉妹都市交流として小学校5・6年生向けの体験学習として「なぎさ体験塾」など、異年齢での体験活動を実施しています。

文化・芸術活動の振興という点では、NPO法人東村山文化協会の支援として、春には「市民文化のつどい」を開催しています。秋には、市内で文化・芸術活動をされている多くの市民によって組織された実行委員会により「市民文化祭」を開催し、日頃の学習の成果を発表する機会として事務局も支援しています。

学校との関わりとしては、東村山市小・中学校PTA連合協議会や、土曜日の休日を利用した「土曜子ども講座」への支援を行い、学校・地域が連携して活動するための支援を行っています。また、中学生の考えを発表する機会として、青少年健全育成大会で、中学生の主張を取り上げたり、子どもの心豊かな成長を願って開催している「市民の集い」などを行っています。

このように、東村山市における社会教育分野は、多くの市民と行政とが手を取り合い、協働して進めてきた経緯があります。これは、市長部局において行われている、自然環境保全や公園再生などのボランティア活動でも行われています。

このように、東村山市では、市民と行政とが協力・協働して生涯学習の基盤を作り上げてきました。

2. 東村山市の現状と方向性

社会教育行政は時代の要請に応え、効率的な運営を行うため、組織と事業内容の細分化を行い、市民の生涯学習ニーズに応えてきました。それは個人の要望でもありました。「図書館にある本で、良質な知識を得たい。」「公民館の事業で、新しい技術・考え方を学びたい。」「スポーツを通して健康づくりをしたい。」「東村山市の生い立ちや歴史を知りたい。」など、市民の幅広い要望でした。

第4次総合計画では、教育や文化に関する今後のまちづくりに向けた重点課題として、「次代を担う子どもたちの健全育成と文化の継承」と「市民力を育む生涯学習の振興」を掲げています。これが意味することは、教育基本法の改正により、生涯学習が明文化されたことや、文部科学省や東京都の生涯学習審議会の答申に見ることができる社会の要請もさることながら、この東村山市に暮らし、これからも住み続けたいと願う市民一人一人の個人の要望でもあります。

第4次総合計画の教育や文化に関する重点課題に取り組むため、既存の社会教育施設やその他、市長部局で行っている生涯学習に関する事業を横断的に体系化し、市民の要望に応えていくことが大切です。

これからは、様々な分野の活動を行っている市民に対し、「自分たちは生涯学習に取

り組んでいる」ということを分かってもらう、言い換えれば、認知度を上げていくことが求められています。生涯学習で得た知識や技能などを地域社会全体に還元し、また、自らも学習し直し、知識や技能を高める「知の循環型社会」を目標に掲げる必要があります。そのためには、人と人がつながり、絆を深めて「市民力」を向上させ、教育委員会と市長部局で連携した、「生涯学習社会」の実現に向けて取り組みます。

3. 東村山市の生涯学習推進上の課題

(1) 地域社会における教育力と家庭教育力の向上

都市化・核家族化・少子化の進行に伴い、家庭を取り巻く状況が変化し、子育ての孤立化傾向が見受けられます。また、基本的な生活習慣や躰など、家庭の教育力の低下も社会的課題といわれています。一方では、地縁的なつながりの希薄化などにより、今までは地域の大人が子どもたちに自然に教えてくれていた社会のルールやマナーなどの規範意識の習得など、これまで地域が果たしてきた役割や機能にも課題がみられます。

このような状況の中で、東村山市では、学校での児童や生徒一人一人に応じた学習指導や生活指導に加え、学校を地域で支援することを目的とした「学校評議員制度」や、学校が土曜日を利用した「土曜講座」、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりとしての「放課後子ども教室」などに取り組んでいます。

今後は、家庭における教育力の向上を支援する取り組みを進めるとともに、地域の力を活用した取り組みや、青少年対策地区委員会等の団体との協力体制を強化し、学校外の活動の機会を増やすなど、地域の教育力の向上に努めることが重要です。

また、教育部と子ども家庭部の双方で、家庭教育や子育て支援について連携し、有機的に機能するよう取り組んでいく必要があります。

文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」の平成24年の報告によりますと、世帯構成別割合では昭和61年には三世代世帯が15.3%だったものが、平成22年には7.9%と7.4ポイントも減っています。逆に、単独世帯は18.2%から25.5%に増え、夫婦のみの世帯も14.4%から22.6%に増えており、三世代同居での生活スタイルは大きく変容してきたといえます。

また、共働き世帯の推移では、昭和55年の614万世帯が平成22年には1,012万世帯となり、ほぼ400万世帯の増加となっています。

このように家庭での子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきているといえます。

(2) 地域人材の育成と活用

市内には、自分の職業経験や生涯学習活動等を通して、様々な知識や技能を身に付けた市民が大勢います。市民の知識や経験、技能は当市にとっても「大きな財産(人財)」といえます。学習の成果や今までの経験・知識を人のために役立てたいと考えている市民も多くいます。また、特別な技能はないが、これまでの経験を活かして、地域の活動に参加したり、役立てたりするボランティア活動に参加したいと考えている市民もいます。

今後は、これらの様々な知的財産をもつ市民の能力を積極的に活用し、市民による主体的な地域づくりを進めていくことが重要となります。そのためには、地域で活躍できる人材の発掘が重要です。具体的には、コーディネーターの育成や人材バンクの仕組みづくりの再検討、ボランティアを必要とする団体や組織などの登録制度など、これまで以上の人材発掘および育成と活用の仕組みづくりについての検討が必要です。

(3) 市民の要望する学習機会の提供と市民参加の促進

平成24年度に行った「市民意識調査」から、以下のような結果が分かります。

項 目	満足度	不満度
市民や地域主体の生涯学習活動への支援	12%	12%
スポーツ活動の振興	22%	10%
歴史・伝統文化の保護・振興	27%	7%

3つの項目では、満足度が不満度と拮抗しているか、上回っています。

現在、東村山市では、教育部を中心に様々な学習やスポーツの機会を提供しています。

公民館では趣味や教養、暮らしに役立つもの、現代的な課題に対応する各種講座やホールでの催しを実施しています。

ふるさと歴史館では、郷土が培ってきた市内の重要な文化財や伝統行事を保存すべく、市民への啓発を行っているほか、たいけんの里では体験事業を実施しています。

市民スポーツセンターでは、公益社団法人東村山市体育協会や株式会社東京ドームスポーツなどが各種スポーツ教室やイベントを実施しています。

中央図書館をはじめ4つの分館では、本の貸し出しだけでなく、様々な情報提供を行い、市民の生涯学習を支援しています。

社会教育施設以外では、市長部局や市民団体等により、市内各所の「ふれあいセンター」や「集会施設」、市民ステーション「サンパルネ」、「市民センター」などを使用した中で、市民の参画を得ながら事業が実施されています。

これからもさらに多様な学習機会の提供や場の充実を図り、だれでもが利用しやすく親しみやすい施設になるよう努めていくことが必要です。また、市民も事業に参加するだけでなく、自ら進んで企画・立案を行うなど、協働と参画を推進することが重要です。

(4) 学習情報のわかりやすい提供

東村山市では、「市報」「きょういく東村山」市のホームページや自治会を通じた「回覧」などにより、生涯学習に関する情報を市民にお知らせしています。社会環境の急速な変化の中、これからは溢れる情報の中からの的確な情報を選択できるようなことが一層必要です。

特に、生涯学習に関する情報をさらに分かりやすい内容に充実させるとともに、情報提供の方法を工夫し、積極的に活用していただけるよう広く呼びかける必要があります。東村山市ではこれからも学びたい市民と伝えたい市民をつなぐ情報の提供を充実することに努めます。

(5) 地域団体・グループ活動への支援

市内には文化・芸術・歴史などの活動団体、学習グループ、仲間づくりや健康づくりを目的としたスポーツ活動団体、子どもたちの健全育成や体験活動を実践する団体、ボランティアグループなど、多くの団体やグループが活動しています。これらの団体は生涯学習活動を実践していて、市民のための学習・健康・体験・ボランティア活動などの重要な受け皿となっています。しかし、これらの団体やグループの多くが設立から20～30年が経ち、会員の高齢化や組織の硬直化、会員や人材の確保の困難など、新たな課題が出てきています。

そのような中、多くの市民が生涯学習活動やボランティア活動などに興味をもっていて、それらの活動を行いたいと思っている半面、生涯学習活動を行っている団体の情報が広く伝達されていないなどの課題が見受けられます。

東村山市では、こうした生涯学習団体やグループ等のPRや情報提供を進めるとともに、活動を行う上で必要な支援に努め、団体間の相互交流や連携の仕組みづくりの改善に努める必要があります。

平成20年に、(財)東京市町村自治調査会が発行した「生涯学習と市民活動の連携に関する調査研究報告書」によりますと、市民活動団体が行政に求める支援の中で、最も多い要望は、「活動に対する資金援助」が71.4%、「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」が51.2%、「市民や企業等において理解と参加を促すための広報・普及活動」が47.1%、学習との関連では、「活動メンバーの能力向上のための研修」が32.4%となっています。

(6) 社会教育施設の整備と充実

市内の社会教育施設は、設立過程や事業の内容にそれぞれの歴史をもち、これまで市民に親しまれる施設として、生涯学習や社会教育の実践、学習・情報収集・友だちづくり・健康維持の場となってきました。多くの市民がこれらの施設に愛着を抱き、これからも事業の充実を期待しています。

しかしながら、施設が老朽化し、整備・維持管理が適切に行われなければならない状況となっています。このような中、「公共施設再生計画」に基づいた施設の改修等が課題となっており、施設のあり方や施設のもつ特質性を有効に活用するなど検討することが数多くあります。

第3章 東村山市の生涯学習計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

東村山市では、平成23年に「10年後の東村山」のあるべき姿を展望し、願いや思いを結集した羅針盤として「東村山市第4次総合計画」を策定し、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」を将来都市像として掲げました。

「東村山市第4次総合計画」には、今後のまちづくりに向けた重点課題として「市民力を育む生涯学習の振興」が掲げられています。「東村山市第4次総合計画」を具体化するための「前期基本計画」(平成23～27年度)では、生涯学習の推進が基本目標2「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」に位置付けています。

基本目標2は、3つの施策大綱で構成されています。

- 1 生きる力を育む学校教育を充実する
- 2 健やかで豊かな心を持つ青少年を育成する
- 3 生涯にわたる文化・学習活動を充実する

教育基本法第3条には「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

東村山市における「生涯学習社会」の実現のため次の理念を定めます。

- | | | | |
|------------|--------|----------|------|
| (A案) 学ぶ楽しさ | 教え合う喜び | 笑みがあふれる | 生涯学習 |
| (B案) 誰もが主役 | 自然と調和 | みんなが取り組む | 生涯学習 |
| (C案) 学びの成果 | みんなが認め | いきいき学べる | 生涯学習 |

この基本理念に基づいた、基本目標と施策を体系化します。

第2節 基本目標と施策の体系化

1. 基本目標

本計画に定める基本理念を元に、4つの基本目標を定めます。

(1) 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

「学校」「家庭」「地域」といったそれぞれの立場で捉えるのではなく、生涯を通じた学習という大きな視点で捉えた展開と支援を行っていきます。

(2) 多様な生涯学習の展開と支援

東村山市は、古代から人々が住まい、多くの遺跡や遺構、史跡に見られるように、独特の文化を形成してきました。また、全生園に代表される人権教育や、地域総ぐるみでのスポーツ振興に努めてきました。これまで、多様な生涯学習のあり方を社会教育が担って来ましたが、歴史的背景を中心に体系化し直し、新たな展開と支援を行っていきます。

(3) 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

生涯学習社会を実現していく上で、団体や人材の発掘・育成は欠くことのできないものです。また、それらの団体や人材が地域で活躍することにより、生涯学習がより充実したものとなります。今後は、地域団体と人材の発掘・育成と有効活用について体系化し直し、支援を行っていきます。

(4) 生涯学習の基盤整備

市民の生涯学習機会の充実を図るため、その推進の中心的な役割を担う拠点機関や、情報の発信・提供、さらには持続可能な社会実現のための具体的な方策について体系化を図ります。

2. 施策の体系化

本計画の4つの基本目標の元に、「望ましい社会像」「現状と課題」「目指すべき方向性」を挙げ、東村山市の生涯学習の推進・振興を進めていきます。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 2 自立に向けた学習基盤の育成

小項目施策 1 基礎学力の向上

1 望ましい社会像とは

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び子供たちの心身の発達の段階や特性を十分に考慮して、生涯学習の基盤を築かなければならない。そのためには、子供たちの生きる力をはぐくむことを目指し、様々な体験をさせるなかで、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。学校、地域、家庭、行政が連携し、子供たちにこのような力を確実に身に付けさせることができる社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>児童・生徒に一貫性のある指導を行うため、義務教育9年間を通した小学校と中学校とのさらなる連携が求められています。</p> <p>全国及び東京都の学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の実態を把握した上で、基礎的・基本的な知識の習得と活用に向け、授業改善に取り組むことが求められています。また、授業を通して「分かる実感」「できる喜び」を味わい、生涯にわたり学び続ける態度や能力を培うことが求められています。</p> <p>少人数指導やチームティーチングに要する教員加配を行い、個に応じた指導を充実させることが求められています。</p> <p>子供たちが読書に親しむことができるようになることが求められています。</p>	<p>校種を越えて、幼稚園や保育園、小学校、中学校が小1ギャップ、中1ギャップの解消、学力向上、生活指導の安定等に向けて具体策を用いて連携を図ること。</p> <p>各学校で調査結果の分析を行い、児童・生徒の実態をとらえた上で、身に付けさせたい力、伸ばしたい力を明確にした授業改善推進プランを作成すること。各学校の教職員が授業改善推進プランを共通理解した上で授業の充実を図り、保護者や地域住民等への発信を積極的に図ること。</p> <p>各学校において、計画に基づいた習熟度別指導を充実し、その成果を数値化できるようにすること。</p> <p>東村山市子供読書活動推進計画をもとに、子供たちが本に親しみをもち、読書の機会を充実させること。</p>

3 目指すべき方向性

小中連携教育の充実を図るとともに、計画的な児童・生徒間及び教員間の具体的な交流に努めます。全国及び東京都の学習状況調査等の結果を基に、本市児童・生徒の学力傾向を分析し、各学校の授業改善を図ります。また、基礎学力向上推進委員会において、小学校算数の基礎・基本の定着を図るドリル作成を行い、その活用も基にした学力向上策を展開します。

指導法工夫加配実施状況調査や学校訪問等を通して、児童・生徒の学習内容の確実な定着を図るためのきめ細やかな指導法について、指導・助言をします。

学校と市立図書館の連携体制を強化し、学校図書館の充実や本を使った調べ学習の支援を一層推進します。

数字は、東村山市の現状と課題、目指すべき方向性を関連付けて示したものです。